日本国の"復興"と"自立"への道標

(第一回)狂気のルソー主義を破砕せよ!

1. 「主権」「主権者」の概念を排除せよ。

日本国は、二千年以上の歴史と伝統を誇る"万世一系の 男系男子皇統"を奉戴する、名誉ある高貴な自由主義文明 国である。

つまり、我々現存の日本国民が、日本国の自由の淵源たる天皇(皇室)制度に庇護されてますます安定性を得る"自由/道徳"・"生命/安全"・"私有財産"を日本文明の価値ある財産であると確認し、同時に我々日本国民が、それらの文明財産を祖先から世襲相続して、享受し、保守・改善しつつ、それらすべてを将来の子孫へ世襲継承する道義(道徳)的責務を確認するならば、すなわち換言すれば、すべての日本国民が日本国の"法"・"伝統"・"慣習"を遵守する義務を再確認し、祖先の遺風を顕彰せんと欲するならば、我々現存の日本国民は、日本国の根本的権力源が日本国の"法の支配"を超越して無制限であるとみなす「国民主権」または「主権者」という概念を憲法改正と併せて早急に放棄しなければならない。

また、GHQ 占領憲法は米国による占領下で強制された 憲法であり、"日本国の国体・歴史・伝統等"を明記した 自主制定憲法でないから、早急に現行憲法を改正する必 要があると主張する改憲論者が多い。

しかしこの場合、それら改憲論者は以下のことも同時 に主張せねばならない。

すなわち、

(1) GHQ 占領憲法における前文と第一条の「国民主権」 の概念は狂詩人 J・J・ルソーらフランス啓蒙哲学 者及びフランス革命ジャコバン産の 《暴力革命教理》であり、その教理はロシアの共産革命、ナチ・ドイツの国家社会主義・中国共産党の文化大革命に継承され、ジェノサイド・反宗教・反道徳という悪徳を牽引した 《悪魔の殺人教理》であるから、

憲法改正時には必ず憲法条文から削除をせねばならないこと。

- (2) 政教分離もフランス革命産の宗教破壊・無神論の革命教理であり、反憲法原理である。
- (3) 一院制はフランス暴力革命におけるジャコバン独裁の生みの親であり反憲法原理である。

ウォルター・バジョット曰く、

「一般的に言って、完全な下院ができると、上院 はほとんど無用になるというのは確かである。

- ・・・しかし現実の衆議院を見ると、修正機能をもち、また政治に専念する第二院を並置しておくことは、必要不可欠とは言えないまでも極めて有益であると言える。
- ・・・したがって、衆議院と対抗する性格を持ち、これと構成を異にし、邪悪な勢力が支配するような可能性を根絶する第二院を設けることは、極めて必要であると言える。」(ウォルター・バジョット『イギリス憲政論』、中央公論新社、150~151 頁)
- (4) 真の人間の諸権利とは、文明社会(国家)で形成された法に基づく諸権利のことであり、それ以外の裸の「人間の権利(人権)」は国家と宗教を破壊する。(エドマンド・バーク)

バジョット曰く、

「民衆の間に、甚だしい無知が異常な勢いで横行しているとき、無知な民衆の決定を受け入れ、これを熱心に実行しようとするならば、その政治家は、単に国民の雇い人に堕し、国民に害を与えるだけで役には立たない」(ウォルター・バジョット『イギリス憲政論』、中央公論新社、312 頁)

「教養ある人士や財産家から成る二大政党が、絶 えず一団の無知な貧民の決議に服することを表明 して、それを実行するために政権を争うことは、 貧民を腐敗させ、悪化させる最大の原因であると 考える。そんな態度で政治を行うなら、民の声は 悪魔の声となるだろう。」(ウォルター・バジョ ット『イギリス憲政論』、中央公論新社、312 頁)

(5) 日本国民は法律の定める所に従い、兵役の義務を有する。

(参 考)

【教育勅語(明治23年10月)より】

常二國憲ヲ重ジ、國法二遵ヒ、一旦緩急アレバ義勇公に奉ジ、以テ天壌無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ。是ノ如キハ、独リ朕ガ忠良ノ臣民タルノミナラズ、又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン。

斯ノ道ハ、実二我ガ皇祖皇宗ノ遺訓二シテ、子孫臣民 ノ倶二遵守スベキ所、之ヲ古今二通ジテ謬ラズ、之ヲ中 外二施シテ悖ラズ。

朕、爾臣民ト倶二拳々服膺シテ、咸其徳ヲ一二センコ トヲ庶幾フ。

【憲法義解(明治22年4月)より】

日本臣民は日本帝國成立の分子にして、倶に國の生存 独立及光栄を護る者なり。

上古以来我が臣民は事あるに当て其の身家の私を犠牲 にし、本國を防護するを以て一般の風気を結成したり。

・・・大宝(律令)以来軍団の設あり。

海内丁壮兵役に堪ふる者を募る。

持統天皇の時毎國正丁四分の一を取れるは即ち徴兵の 制の由て始まる所なり。

武門執権の際に至て兵農職を分ち、兵武の事を以て一種族の専業とし、旧制久く失ひたりしに、(明治)維新の後、明治四年武士の常職を解き(四民平等)、(明治)五年古制に基き徴兵の令を頒行し、全国男児二十歳に至

る者は陸軍海軍の役に充たしめ、平時毎年の徴員は常備 軍の編成に従ひ、而して十七歳より四十歳迄の人員は盡 く国民軍とし、戦時に当り臨時招集するの制としたり。 此れ徴兵法の現行する所なり。

2. J・J・ルソーの思想への逆襲。

2.1 実存する文明社会は 3DGame ではないから、 リセットなどできない。

政府が"法の支配"の下にある場合、つまり、"法を遵守" して行為する場合、個人は、政府が権力を発動する方法、 権力の及ぶ範囲及び権力の強弱を予測して行動すること ができる(結果は偶然・運に左右される)。

これにより、個人の活動は政府の場当たり的で無制限な行為による制限(拘束)から保護され、個人は法を遵守する限りに於いて、自由に自己の目的や欲求を追求することができる。

また、個人が法を遵守して行う一つ一つの単独な正義の行為は、公的もしくは私的利益に反するように見える場合でも、"すべての個人による正義の行為の全体"は、社会の維持にも個人の安寧にも甚だ有効なのである。

つまり、すべての個人が"法を遵守して行為する義務" を果たすことによってのみ、個人の安寧と存立にとって 必要であるばかりでなく他人や友人の安寧と存立にとっても必要である社会は保持されるのである。

このことについて、デヴィッド・ヒューム『人性論』 の解説を引用しておこう。

デヴィッド・ヒューム曰く、

「正義のある単独な行いは頻繁に公共的利害と反対である。換言すれば、他の行いが随伴せずに単独にあれば、 (単独な行い) それ自身には社会にとって甚だ有害なことがあるのである。

例えば、高徳な恵み深い性向の人が吝嗇家または世を 騒がす狂信家に(借用していた)大財産を返済したとし よう。 その行いは正当であり、褒められるべきである。 が、公衆こそ真の受難者である。

また、〔反対に〕単独な正義の行いがすべて、別々で 考えるとき、公共的利害より私的利害に有効であるとも 言えない。

〔例えば〕廉直〔な行い〕の素晴らしい実例のため貧困になる者のあることや、そうした者は、この単独な行いに関する限り、正義の法が世界中で一時停止されれば(廉直な行いをして貧困になるという目に遭わずに済むかもしれないので)よいと願望するのも当然であること、それらは容易に想われることである。

かように、正義の一つ一つの単独な行いは、公共的利害もしくは私的利害に反対であるが、それにもかかわらず確かに〔正義の行いの〕方式ないし方策の全体は、社会の支持にも各個人の安寧にも甚だ有効である。いや、絶対に必要なのである。

およそ、〔この世では〕善福と災禍とを分離すること は不可能である。そして、(各個人の私的な)所有は安 定しなければならず、一般的な規則によって確立されな ければならない。

たとえ一つの事例に於いて公衆が受難者であるにせよ、この瞬間的な災禍は、(一般的)規則の不動な遂行によって、延いては規則が社会に確立する平和と秩序とによって、十分に補償される。

・・・それゆえ、或る単独な人物が営む正義の単独な行いの帰結はどのようであれ、全社会が協力する(=社会の構成員すべてが遵守する)全行動体系(=法の体系)は、社会の全体にとっても、どの部分(=個人、中間組織など)にとっても、無限に有利(なの)である」(ヒューム『人性論(四)「第三篇 道徳について」』、岩波書店、73~74頁、〔〕内:訳者、()内:私)

また、文明社会における自由の規律、つまり"法"の自生的自然成長の過程について、F・A・ハイエクは次のように述べている。

ハイエク曰く、

「人間は自由の中で発展してきたわけではない。小さ な群れの成員は・・・少しも自由ではなかった。

自由は文明の加工品であり、それによって人間は小集団(=部族社会)の枷から解放された。

・・・自由は同時に自由の規律でもある文明の規律の 漸次的進化によって可能とされた。

それは、非人格的な抽象的ルールによって、人間を他 人(政府)の恣意的暴力から保護する。

また、それによって、各個人は他の誰も干渉することが許されない保護された領域を自らのために築こうとすることができるし、その内部で自らの知識を自らの目的のために使用することができる。

我々の自由はまさに自由に対する様々な制約のおかげである。」(『ハイエク全集 I -10「法と立法と自由〔Ⅲ〕」』、春秋社、223~224 頁、()内:私)

人間とは、個人差はあるにせよ、確立したルールに従って行動することを選好し、不慣れな事・新規な事をすることに対して不安や嫌悪を抱き、ルールから逸脱して行為した時に起こるかもしれない帰結に対して、恐怖を抱く一般的性向を有しているものである。

このような一般的性向を持つ人間は、政府が国家の基本法(constitution)から逸脱して行動し、その結果、国民が予測不能な未経験の帰結に不可逆的に至りつつあると気付いた瞬間に、底知れぬ「心的パニック」襲われるものである。

ハイエク曰く、

「人間は選びうるいくつかの行動(の中)から既知の帰結に従って選択するよりもむしろ、帰結が予測できるものを、(帰結が)未知であるものより好んで選ぶのである。

彼が最も不安になり、それが起こると恐怖の状態に置かれるのは、自分の位置方角を見失い、どうしてよいか全くわからなくなってしまうことである。

・・・これが示す精神状態は、ある人が強力かつ複雑な機械を操作しているうちに、間違ったレバーを迂闊にも引いてしまい、そのためまったく予期しなかった動作を生みだしてしまった時に経験する不安と心理学的にほとんど異ならない。

(その) 結果として生じる、行為ルールを犯したために何か恐ろしいことが起こりつつあるという感覚は、未知の世界にすでに入り込んでしまったことを自覚した時にきたすパニックの一形式に過ぎない。

良心の呵責とは、こうして既知の進路を外れて未知の 世界に入り込んでしまったことで自らを晒してしまって いる様々な危険に対する恐怖のことなのである。

世界は様々な既存の手続き(=行為のルール)を遵守する限りにおいてのみかなり予測できるが、それから逸脱した場合には恐ろしいものとなるのである。」(『ハイエク全集 II -4「哲学論集」』、春秋社、234 頁」、()内:私)

また、エドマンド・バークは、国家とは過去(祖先)・ 現在・未来(子孫)のすべての国民が享受する権利を有 する根源的構造全体であり、国家の法の破壊は国家の秩 序を破壊し、国家を廃墟に至らしめるから、現存の国民 の浅薄な恣意によって、これらを祖先の偉大な叡智の集 積を変革・革新できるなどと決して考えてはならないと 警告した。

エドマンド・バーク曰く、

「国家と法を聖別するための第一番目の最重要原理の一つは、国家と法の一時的な所有者であり、一時的な生の間借り人(でしかない現存の国民)が祖先から受け取ったものや本来子孫に属すべきものを心に留めないで、あたかも(現存の)自分たちがすべての完全な主人であるかのように行為してはならないということです。

即ち、現存の国民は自らの社会の根源的な構造全体を 恣意的に破棄することによって、限嗣相続の制限を解除 したり、相続財産を浪費したりする権利が自分たちの内 にあるなどと考えてはならないということです。

そして、そうしたことが行われるならば、現存する国 民は自分たちの後に続く子孫たちに対して居住すべき国 家ではなく廃墟と化した国家を遺すことになるでしょう し、祖先たちの諸制度を自分たち自身が殆ど尊重しなか ったのと同様に、子孫たちに自分たちの考案した制度も 殆ど尊重しなくてよいと教えることになるでしょう。

移ろいやすい気まぐれや流行の数と同じ程、頻繁、大量かつ多様な手段で国家を変革しようとする、この無原則的安易さによって、国家の継続性と連続性はすべて破壊されてしまうでしょう。」

(Edmund Burke, "Reflections on the revolution in France", Dover publications, Inc, pp.94. 邦訳:私)。

さらに、バークは王国と国法及びカトリック教会(宗教)を破壊し、人間理性を神と崇める無神論の人民主権 国家の樹立を目的とした「フランス革命」という世界史 上最悪の愚行とその惨劇に直面し、暴力革命の悪徳を激 越に非難し、革命の害悪思想が英国に流入するのを阻止 すべく英国民に強く訴えたのであった。

バーク曰く、

「頑迷さや盲目極まる偏見の害悪などより更に一万倍も悪い、動揺と移り気の害悪を回避するため、我々(英国民)は国家を聖別し、何人と雖も然るべき注意なしには国家の欠点や腐敗を覗きに近付かないようにしました。

また、何人も国家の改革をその転覆から始めるなど決して夢見たりせず、国家の犯した誤謬に近付くにあたっては、さながら父の傷に対する如く、敬虔な畏怖と慄えながらの憂慮を以てするようにしました。

さる国(=フランス)のさる子供たち(=フランス国民)は、無鉄砲にも、年老いた親を瞬時にちりぢりに切り刻み、それを魔法使いの薬罐に投げ込んでおいて、後は自分達の毒草と野蛮な呪文の力で父親の肉体は再生し、

生命が再び新しくされると期待していますが、右の賢明な偏見のお蔭で、我々(英国民)は彼らを恐怖の眼で見るよう教えられているのです。」(バーク『フランス革命の省察』、みすず書房、122 頁、()内: 私)。

実際に、1789年のフランス革命後のフランスの基本 政体が変転・迷走した歴史事実は、バークの偉大な洞察 力を明証する結果となった。

中川八洋曰く、

「フランス憲法とフランス憲法史は、憲法学の反面教師である。

その迷走の二百年史は、憲法はかくあってはならぬという自戒のイロハをわれわれに陳列してくれる貴重な博物館である。

このことは、1789年のフランス革命以来、朝令暮改を絵に描いたように、憲法が20近くもあることで自明であろう。

・・・フランスが、立憲王制か共和制か、それとも皇帝専制か、というように政体をサイクル的に繰り返し改変したことは、近代のフランス憲法が〔1875 年までは〕 国家の基本政体すら定めえなかったことを意味する。

その根源的な原因は、フランス憲法が「憲法原理」に よらず、シェイエス的な「革命の教理」に基づいてつく られたからである。

- ・・・具体的にはフランスは、「制限君主制→共和制 →独裁者制」というサイクルを2度も繰り返し、自由を 破壊する魔界を約90年間もさまよった。
- ・・・フランスがこの・・・地獄の愚行から覚醒し脱出できたのは、かつてローカルな中級国家に過ぎなかったプロイセン王国にすら敗北するという、「大国フランス」の没落を知らされた 1871 年の普仏戦争によってであった。

敗北の結果、フランスは初めて慎重に起草した憲法を 制定した。1875年の第三共和国憲法である。 このため、同憲法は、フランスとしては珍しく 1940年のヒトラー・ドイツのパリ侵攻まで 65年間も安定的に存続した。

第三共和国憲法は、王制への復古を前提としたこと、「人権」「国民主権」という革命の教理を排除したこと、一種の議院内閣制であったこと、などにおいて英国型憲法への回帰であった。

つまり、正しい憲法原理に初めて立脚したが故に、初めて憲法となり得たのである。

また、フランス革命が生んだ革命政体である一院制で なく、正常な議会の要件たる二院制とした。

それだけでなく、この第二院〔元老院〕が旧貴族層の 議員が中核となるよう選出方法に工夫がなされたことに おいて、それはまさしく英国の貴族院の模倣であった。」 (中川八洋『正統の憲法 バークの哲学』、中公叢書、 134~136 頁、〔〕内:著者)

2.2 狂人ルソーの文明社会(文明人)への呪怨の鉄鎖を破砕せよ。

2.2.1 狂人ルソーの「政治超魔術」の呪縛

J・J・ルソーとは、人間が文明社会を形成し、多様な 種類の安楽を欲求し、私的所有を獲得すること、また文 明人としての礼儀作法・道徳を重んずることを「人間の 堕落」とみなし、文明社会と文明人を呪詛した狂人であ った。

そして、人間は欲望の鎖につながれた奴隷であると文明社会を呪詛し、嫌悪した。

が、憐れにも、文明社会の虚栄心という病の鉄鎖に繋 がれていたのは、文明人ではなく、未熟なルソー本人で あった。

この事実を明晰に論証することによって、21世紀日本国を未だに呪縛し続けるルソーの政治思想(=ルソー主義)を破砕して消滅することが本論文の主旨である。

ルソーは言う、

「人は自由なものとして生まれたのに、いたるところ で鎖につながれている。

自分が他人の主人であると思い込んでいる人も、実は その人々よりもさらに奴隷なのである。」(ルソー『社 会契約論』、光文社古典新訳文庫、18~19頁)

「以前は自由であり独立であった人間が、今や、無数の新しい欲求のために、いわば、自然全体に、とりわけその同胞に屈従するようになり、彼はその同胞の主人となりながらも、ある意味ではその奴隷となっているのである。

すなわち、富んでいれば同胞の奉仕を必要とし、貧しければその援助を必要とする。と同時に、中位の者でも同胞がいなくてはやっていけない。」(ルソー『人間不平等起源論』、岩波文庫、101頁)

「市民たちが圧政に甘んずるとしても、それはただ、盲目的な野心に引きずられ、自分たちの上の者よりは下の者に注目して、支配することのほうが、独立よりも彼らにとって貴重なものになっている間だけのことにすぎず、また、彼らのほうが他人に対して鉄鎖を加え得るために自ら進んで鉄鎖をつけることに同意する間だけのことにすぎない。」(ルソー『人間不平等起源論』、岩波文庫、122 頁)

つまり、ルソーは、自由で孤独な自然の憐みの情だけを持つ自然人が、人類の黄金時代(理想郷)であったのに、人類は文明社会を形成することによって、自らを不平等で不幸な最悪の境遇に陥れたのだと、文明社会と文明人を呪詛するのである。

この狂った妄想から発する文明人への呪怨を羅列し、 人間誰しもが、人生の苦難・悲哀・不幸・不運などの立 場に遭遇した時に、ふと心に抱く感情、つまり「自分の 不幸・不遇などすべてが、(文明)社会とそこでの人間 関係に起源しており、本島は自分が悪いわけではなく、 すべての真の悪徳は社会そのもの(他者)にあるから、 既存の社会は一旦破壊し、新しく創造した理想社会でやり直せばうまくいくかもしれない!」という非現実の願望と空想的期待を実現できるかのごとく煽動し、理想社会創設へ至る軌跡の扉があるかのように、文明人を錯覚させる詐欺的な「政治超魔術」というべきもの、それがルソーの『人間不平等起源論』と『社会契約論』の本質である。

だが、悲しむべきことに、ルソー以降の世界史・政治 思想の展開は、ルソーの詐欺的「政治超魔術」に見事に 騙され、呪縛されてきたと思われる。

とりわけ日本国では明治時代後期頃から、大正デモクラシーを経て、ルソーの「社会契約」と「人民主権」、「平等」、「人権」の概念に強度に呪縛されて政治が展開してきたと言えるだろう(この論文では、ルソー主義の系譜上で発展した社会主義、マルクス主義、共産主義には深く触れない)。

ハイエク曰く、

「フランス人の間で〈善良なデイヴィド〉として知られていた、落ち着きをたたえ泰然自若の面持ちさえある哲学者(=ヒューム)と、私生活ではあらゆる道徳を無視し、情緒的に不安定であり無責任で気違いじみた理想主義者(=ルソー)とのこの出会いは、思想史上、最も劇的なエピソードの一つである。

それは激烈な衝突に終わらざるをえなかったが、今日 一部始終を読んだ読者ならば、この二人のうちのどちら が真に偉大な思想家であり道徳的な人物であったかに疑問を抱く向きはないだろう。

・・・ルソー流の民主主義理念、すなわち、彼の一層 徹底した合理主義に基づく社会契約と人民主権という概 念こそが、法の下の自由と法によって制限された政府と いう理念を埋没させることになったのである。

大陸に近代的政府を設立し、全世界において古くからの自由主義理念を衰退させ、全体主義的民主主義への接近を導いた一連の革命で燃えさかる熱狂に火をつけたのはルソーであってヒュームではなかった。

この展開はどのようにして生じたのであろうか。

私の考えでは、その説明はある程度の正当性をもって しばしばヒュームに投げかけられる批判すなわち彼の哲 学は本質的に消極的であるという批判に殆ど求められる。

あらゆる人間理性と知識の不完全さという深い確信に 基づく偉大な懐疑論者(ヒューム)は、政治組織にはあ まり積極的な善を期待しなかった。

最大の政治的善である平和、自由、正義は本質的に消極的なもの

(※ 「法を遵守する」という消極的な正義こそが自由と平和を擁護するという意味。

ただし、これは法が護持されているという前提条件を 満足する場合である。

現在の我が国のように、法を破壊工作から護り、法を 護持する必要性においては、真正の自由主義者はより一 層、積極的な法擁護の役割を果たしていく必要があると 思われる。)

であり、積極的な贈り物というよりもむしろ侵害に対 する保護なのだということを、彼は知っていた。

彼ほど平和、自由、正義を熱心に求めた者はいない。 しかしヒュームが明確に認識していたのは、何か別の 積極的な正義(=社会契約や人民主権など)を地上に打 ち立てたいと願う野心は、(逆に)こうした価値(=平 和、自由、正義)の脅威となるということであった。」 (『ハイエク全集 II-7「思想史論集」』、春秋社、94~ 95 頁」、()内:私)

2.2.2 狂人ルソー思想の禍毒

J・J・ルソーの『人間不平等起源論』とは、自らの狂った精神の幻覚する「自然状態から堕落した悪しき文明社会と悪徳の文明人」に対する呪怨の表明である。

ルソーは同著において、既存の文明社会の過去の政治 過程に対する嫌悪と憎悪を文明人に抱かしめ、さらに現 存の政治社会システムが継続するならば、人類の未来は 永遠の堕落(悲惨)が継続するのみであるなどと虚偽宣 伝し、文明人に既存の文明社会に対する破壊衝動を生じ せしめることを目的とした。

さらに、同著の煽動によって結集した「一つの全体としての人民」の爆発力・エネルギーを以て、ハイエクの名付けた「デカルト的設計主義的合理主義」による「新人工国家」を創設する設計図を描いたのが、ルソーの『社会契約論』である。

つまり、文明破壊のテロリストJ・J・ルソーの『人間 不平等起源論』と『社会契約論』は両著一体であり、既 存の文明社会に対するテロル衝動を煽動し、その行動計 画を提示したテロル宣言文に他ならない。

さらに、ルソーが『社会契約論』で論ずる「主権者(国家)」とは、ジャコバン独裁の革命フランス、ルソーの系譜上の分派であるマルクス/エンゲルスらのマルクス主義やレーニンらの共産主義に基づいて建設された共産ロシア(ソ連)、国家社会主義に起源するヒトラーのナチ、イタリアのファシズム、大東亜戦争期のコミュニスト首相・近衛文麿体制(3期)下の我が国、第二次大戦後の東欧共産諸国、中国共産党、朝鮮労働党に見られる「全体主義国家(政治)体制」のことである。

すなわち、ルソーの「主権者(国家)」とは、国家及び国民が法の支配を遵守する義務の下に、国家が個人の生命/安全・私有財産・自由と諸権利の価値を擁護し保障する自由主義体制の国家、つまり現在の米国、英国、EU諸国、日本国などとは全く異質で正反対の国家のことなのである。

ところが、現在の我が国の教育界では、この「狂える テロリスト」J・J・ルソーの思想(妄想)を理論的支柱 として引き起こされ、「国王殺し」、「自国民(民族) 大虐殺」及び「宗教破壊」など、あらゆる人間の悪徳を 現実世界に体現した「狂気のフランス革命」を「近代市 民社会の夜明けだ」などと教育しているのは、お粗末に 過ぎよう。

これを現代日本国の病と言わずして何であろうか。

つまり、この精神の病とは「人類が待望した近代市民 社会とは、いわゆる全体主義国家のことであり、その理 想郷は日本国に於いて未だ完成していないのだから完成 せよ!| という愚かな分裂症のことである。

例えば、「すべて社会が悪い」、「政治制度が悪い」、 「政治改革が足りない」、「行財政改革が足りない」、 「公務員改革が足りない」、「現行制度が悪い」、「地 方分権が不十分だ、地方に〈主権〉がない」、「直接デ モクラシーが不十分だ」、「労働・雇用制度が不十分だ」、 「福祉制度が不十分だ」・・・だから、国家(社会)が 良くならない、自分の生活も良くならない(理想に少し も近付かない)。

いっそのこと、日本国の政治制度(体制)を白紙に戻し、一旦すべて破壊して、すべてがうまくいくような人工的新制度(新国家)を創設した方が、日本国の政治・経済・社会の不都合は一気に改善され、すべての病が完治する・・・のではなかろうか?

もし、このように思考するのが日常的である日本国民がいるならば、その者は無意識のうちに、狂人 J・J・ルソーと同一の強度の病を発症しているかもしれないから心の健康診断を受診されることをお勧めしておく。

さて、ここからはルソーの『人間不平等起源論』、『社会契約論』に描かれた内容を検証し、項目毎に、ルソーの精神の病(妄想・虚構・虚偽・悪徳・虚栄など)の診断カルテを作成していくこととする。

(1)『人間不平等起源論』の主旨(ルソーの意図)

ルソーは言う、

「人間とそれをとりまく存在との自然〔本性〕だけを もとにして推測をおお人間よ、お前がどこの国の人であ ろうと、お前がどんな意見を持っていようと、聴くがよ い。

以下に述べることこそ、嘘つきの、お前の同胞たち(= 文明社会の哲学者など)の書物の中にではなく、断じて嘘をつかない自然の中で、私が読み取ったと思ったとお

りの(文明社会の先入観を投入しない)お前の歴史なのだ。

自然(それ自体・本性)から由来するものはすべて真 実であろう。

その歴史の中に偽りがあるとしたら、不覚にも私がそれに(文明人である)自分のもの(=先入観)を混入した場合に限られるだろう。

私の語ろうとしている時代は非常に遠い昔(=自然状態のこと)である。

なんと (文明人である) お前はかつての姿 (=自然人) から変わってしまったことだろう!

私は、いわば、お前の種(=野生動物)の生活を、お 前が自然から受けた性質に基づいて(=文明人の先入観 を投入せず、自然のままに)、描いてみようとしている のだ。

その性質は、(文明人となった)お前の教育とお前の 習慣とが、(自然状態の自然人から)堕落させることは できたが、(完全に)破壊することはできなかったもの (=文明人のうちに残っている性質)である。

個人の生涯には人がとどまっていたいと思うような (幼児期、幼年期のような) 時期があるものだ。

だから、お前も、お前の種(自然状態の自然人)がと どまっていて欲しかったと思うような時代を求めるだろ う。

(将来の文明社会に生きるであろう)お前の不幸な子孫(=文明人)になお一層大きな不満を(以下の論文で私が)予告しているいろいろな理由のために、現在の(文明社会の)状態に不満なお前(=文明人)は、恐らく、もう一度昔(=自然状態の自然人)に返れればよいがと望むだろう。

そして(以下の私の論文を読むことによって、自然状態に返りたいと思うようになる) この感情はお前の最初の祖先(=自然状態の自然人) への賛辞や同時代人(=現存の文明社会の文明人) への批判となり、不幸にもお前の後に生きる者(=文明人たるお前の子孫) にとっての恐怖(=自然人に返れないことへの恐怖・戦慄) を呼

び起こすにちがいない。」(ルソー『人間不平等起源論』、 岩波文庫、38 頁、()内:私)

いきなり以て、あな、恐ろしや!

これが、『人間不平等起源論』の冒頭において、「空 想上のアテナイの学園」」の教壇を仮想してルソーが堂々 と暴露する同著の主旨(本音)、すなわち「奢侈と悪徳 に染まった文明社会の文明人に対する呪怨」である。

(2) 文明社会の文明人は「家畜」と同じ?

ルソーは言う、

「彼ら(=馬や猫や牛やロバ)は家畜になると、これら長所の半分を失ってしまう。・・・我々のすべての心遣いが、かえって彼らを退化させる結果になっている・・・。

人間の場合も同様である。

(文明人となり)社交的となり、奴隷になると、(自然人と比較して)人間は弱く臆病で卑屈になる。

そしてついに彼の柔弱で女性化した生活様式は彼の力をも勇気をもすっかり衰弱させてしまう。」(ルソー 『人間不平等起源論』、岩波文庫、49 頁、()内: 私)

(3)動物は精巧な機械、人間の改善〔完成〕能力

ルソーは言う、

「私はどんな動物の中にも精巧な機械しか見ない。

すなわちこの機械は自分で自分のねじを巻くように、 またこれを壊したり狂わしたりしそうなあらゆるものか らある点まで身を守るために、自然から感覚というもの を授かっている。

私は人間機械の中にも確かにおなじものを認める。

ただ、禽獣の行動は自然だけがすべてを行うに対して、 人間は自由な能因として自然の行動に協力する、という 点で違っている。一方(禽獣)は本能によって他方(人間)は自由行為によって、択んだり斥けたりする。

・・・もう一つ(人間)には両者を区別して、なんらの異議もありえない、極めて特殊な特質が存在する。

それは自己を改善〔完成〕する能力である。

- ・・・なぜ、人間だけが耄碌しやすいのだろうか。
- ・・・禽獣の方は何ものをも獲得しなかったので、失うものは何もなくて、いつまでも本能とともにとどまっているのに対して、人間は老衰やその他の事故のために、改善能力によって獲得できたすべてのものを失い、こうして禽獣よりも低い状態になりさがるからではないだろうか。

この特異なほとんど無制限な能力が人間のあらゆる不幸の源泉であり、・・・」(ルソー『人間不平等起源論』、 岩波文庫、51~53 頁、〔〕内:訳者、()内:私)

ルソーの「人間の特異なほとんど無制限な自己完成能力」は「人間進歩」「社会の進歩」「人類の進歩」という虚構を狂信する「進歩史観(進歩の宗教)」(サン=シモン、コント、ヘーゲル、マルクス)へと繋がっていくことになる。

なお、進歩主義については、中川八洋『正統の哲学 異端の思想』、徳間書店、第九章 258 頁以降を参照されたい)

(4)未開人の心は2つの欲求のみで充たされていた?

ルソーは言う。

「人は自分がそれについて持つことのできる観念に基づくか、または単なる自然の衝動によるかでなければ、 事物を欲しがったり、恐れたりすることはできない・・・。

ところが未開人は、あらゆる種類の知識を欠いている ので、この最後の種類の情念〔衝動〕だけしか経験しな い。

彼の欲望はその肉体的な欲求以上には出ることはない。

この世界で彼の知っている幸福はただ、食物(=食欲) と異性との休息(=生殖欲・性欲)だけである。

彼の不幸はただ苦痛と飢餓だけである。」(ルソー『人間不平等起源論』、岩波文庫、54頁、〔〕内:訳者、 ()内:私)

ルソーの妄想によれば、仮に、自然の恵み(産物)だけで未開人の空腹を満たすのに充分な量があり、かつ両性(異性)の数も均衡した自然状態が続いていたならば、未開人にはその他の欲望(欲求)は何も生じ得なかったことになる。

しかしながら、これは誤謬であろう。

なぜなら、未開人はより強い欲求を弱い欲求より選好 する「選好欲」を持っていただろうからである。

程度の差こそあれ、どんな野生動物あるいは犬・猫の ようなペットでも食べ物の選好欲(好き嫌い)を明らか に示すものである。

つまり、「食欲」とは「空腹を満たす欲望のこと」と 一言で片づけられるものではないことだけでも、ルソー の詭弁はここに明白なのである。

例えば、リンゴよりミカン、ミカンより桃あるいは魚 より肉、肉より野菜、今日はリンゴ、明日はミカン・・・ のように、未開人は文明人ほどの知性はなくとも多様な 選好欲と自然の状況に応じた多様な欲求の序列化を行う ことができたであろう。

異性に対する生殖的(性的)欲求ついても全く同じことが言えるであろう。

また、自然が未開人に突然付与する予見できぬ偶然(幸運/不運)とある時点での行為の目的の相違の組み合わせによって、欲求の序列化パターン(=「分類」)は常に変更されたであろう。

さらに、未開人は多数の序列化のパターンを経験する につれ、多様な「序列パターン」に序列を与えることが できるようになったであろう。

このようにして「序列パターンの序列化」が積み重ねられ、重ね合わせられて形成された複雑な欲望(欲求)

と行為の序列体系が自然的に形成され、未開人であって もあらゆる組み合わせの無限の欲望(欲求)を生み出す ことができたであろう。

そして、個々の未開人の欲求選好性と序列化性向に、 人類に特有の自然的本性である「他者との共感」の感情 (ヒュームの「共感」)が複合する時、徐々に人間は時 と場合に応じた多様な種類の集団(社会)を形成したで あろう。

さて、以上の論理はハイエクの「抽象的なるものの先行性」『ハイエク全集Ⅱ-4「哲学論集」』、春秋社、第三部など)の論理を踏まえた上での私の推論にすぎない。

しかしながら、ここで私が示したかったことは、

- ①未開人でも欲望の選好性を持ち得ること(=選好〈選択〉の自由をもつ)、
- ②未開人の知性レベルであっても選好した欲求を序列 化する能力を持ち得ること、
- ③自然は未開人に突然の「偶然(幸運/不運)」を付与するが、これは決して人間には予見できず、この偶然が欲求の序列の新規パターンを限りなく産みだす原因となること、
- ④未開人でさえ自然的人性である「他者との相互共感」 の感情は持ち得たこと、

など実際には"一般法則として言語で記述することが 困難な人間の心的活動を支配する諸ルール"に関する考 慮がルソーの描く「未開人」には全く欠損していて存在 しないという事実である。

そして、このような人間の自然的な人性を考慮に入れるならば、ルソーの『人間不平等起源論』における、自然状態から文明社会の形成期に関する記述は、概ねすべて「妄想」あるいは「虚構(フィクション)」に近いものと帰結できるのではないか、ということである。

ハイエク曰く、

「われわれが相対的に具象的で一次的であると考えて

いるすべての意識的経験---とくに感覚・知覚・心象のすべて---は、数多くの観点からする重要性に照らして知覚される、様々な出来事の数多くの〈分類〉が積み重ねられてできている産物なのだ、ということである。これらの分類の絡み合いを解きほぐすのは困難であるか不可能である。

・・・要するに私の主張は、個物を知覚可能であるためには、心には抽象的処理の能力がなければならないということ、そしてこの能力は、個物の自覚的認識について(言語で)語ることが可能になるよりかなり前に生まれたということ、これである。

主観的には我々は具体的な世界に住んでいるので、抽象的な関係---様々なものを区別しそれぞれに対して異なって反応することを可能にするもの---をいくつかでも発見することは困難をきわめよう。

しかし、人間を作動させているものを説明したいのならば、個物にそれぞれの異なる位置を与える総体としての秩序、を支配する抽象的な関係について検討することから始めなければなるまい。

ここまでのところは、ほとんど自明に聞こえるかもしれない。しかし、その含意について良く考えてみれば、 心理学と認識論がたびたび間違った方の端から出発しているのだ、というとてつもない含意を持つことが分かるだろう。

具体的なるものが抽象的なるものを前提とするのでは なく抽象的なるものが具体的なるものを前提とする、と いう(心理学や認識論の)主張からは、説明を必要とす るほとんどのもの(=具体的なるもの)を所与として扱 ってしまうような全く誤ったアプローチが帰結するので ある。

(※ ハイエクの理論に対する重要な裏付けは、動物 行動学や感覚心理学や現代言語学に見出される。)

・・・私が〈抽象的なるものの先行性〉と呼んでいるものが意味するのは、行為の領域では、一定の属性をも

つある種の行為への傾向性が最初に生じ、具体的行為は、多くのそういった傾向性の重ね合わせによって決定される、ということである。」(『ハイエク全集 II -4「哲学論集」』「抽象的なるものの先行性」、春秋社、第三部)

(5) 文明社会の文明人は未開人(自然人)より惨めか?

ルソーは言う。

「私は心が平和で、身体が健康である自由な存在(= 未開人)の惨めさとは、一体どんな種類のものか説明し てもらいたいと思う。私は社会生活と自然生活のどちら が、それを享受する人々にとってより堪えがたいものに なりやすいかを尋ねているのだ。

我々は身のまわりにほとんど自分の生存を嘆く人たち ばかりしか見ないし、幾人かの人たちは、じつに自分に 可能な限り自分の生活を棄てることにかかっているのだ。

そして神の法と人間の法とを一緒にしてみても、この 無秩序をくいとめるにはほとんど十分とはいえない。私 は、自然の状態に在る未開人が生活を嘆いて自殺をしよ うと考えた、などという話を聞いたことがあるかどうか 尋ねたい。

だから、もっと謙虚になって、どちらの側に真の惨め さがあるのかを判断して頂きたい。

それとは反対に、知識の光(=啓蒙)に目がくらみ、情念に苦しめられ、自分の状態とは異なった(文明社会の)状態について推理をする未開人があったとすれば、これほど惨めなものはないだろう。」(ルソー『人間不平等起源論』、岩波文庫、68頁、〔〕内:訳者、()内:私)

エドマンド・バークは、ルソーの人格とその著作群に ついて次のように厳しく批判している。

エドマンド・バーク曰く、

「我々はしばらく前(=1766 年春)にこの虚栄心の 哲学の創始者たる大僧正(=ルソー)をイングランドに 迎えた。

私はこの際に彼の動静を毎日仔細に眺めて、彼はその 感情を動かし知性を導く原理として虚栄心以外に何一つ 持ち合わせていないとの、動かし難い確信をもった。

彼のこの悪徳はほとんど狂気に近いものであった。

・・・この虚栄心の大首領は・・・自分の窮乏を口実に彼の犯罪を正当化する。

彼は自分とは最も遠い関係の無縁な衆生のためには思いやりの気持ちで泣き崩れ、そして次の瞬間にはごく自然な心の咎めさえも感じずに、いわば一種の屑か排泄物であるかのように彼の胸糞悪い情事の落し子を投げ捨て、自分の子供を次々に孤児院へ送り込む。

- ・・・総じて彼の教説は、実際の(文明人の)人生や 風儀に全く適用不可能であるので、我々はそこから法律 ないし行動の規則を引き出したり、彼の意見を参照して 物事を確認し例示しようとは考えない。
- ・・・私はこの著作家(=ルソー)が正しい観念を何一つ有しない、とは言わない。彼がその突飛な発想で確かに時折は極めて荘重な調子で道徳を説いている事実を私も認めるが、しかし彼の著作の全体的精神と傾向は有害であり、この(道徳と悪徳の)混在ゆえにこそ一層有害である。」(バーク『バーク政治経済論集「フランス国民議会議員への手紙(1791年)」』、法政大学出版局、554、558頁)

話を戻せば、要するに健全な読者ならば、ルソーが己の理想上の楽園である「自然社会」と己が妄想的に嫌悪する現実の「文明社会」との描写を比較して、「どちらが惨めか?」と読者に問うこと、その問いを真に受けて思い悩むことの「無意味さ」「空虚さ」に即座に気付くであろう。

ルソーのこの問いには、ヒューム『人性論』とアダム・スミス『国富論』からの引用を提示しておくだけとする。

デヴィッド・ヒューム曰く、

「人性は、そのあらゆる活動に必須な二つの主要部分 から、すなわち情緒と知性とから構成されている。

従って確かに、知性の指揮を欠く情緒(のみ)の盲目 的な動きは、人々を社会的に無能力とするものである。

とはいえ、〔このような〕心の二つの組成分の別箇な 作用の結果を別個に考察することは容認されるであろ う。

・・・自然(科)学者・・・は、・・・ある運動を以て相互に別箇な二つの部分から複合的に成っている(→力学における力とその分力。この場合、力=人性、分力は知性と情緒)と考え、それ自身(分力)には非複合的で分離できないことを承認するのである。

〔それと同じく、道徳学者は、知性を欠く情緒の盲目 的な動きを考えることはできる。

しかし同時に、この状態が非現実的仮定であることを 承認しなければならない〕。」(ヒューム『人性論(四) 「第三篇 道徳について」』、岩波書店、67~68 頁、 〔 〕内:訳者、()内:私の補足)

自然状態について、

ヒューム曰く、

「この(ホッブス哲学派の)自然状態は、詩人(=啓蒙思想家)が案出した黄金時代に似ないこともない単なる虚想と見做すべきである。

ただ、両者の相違は次の点にある。

すなわち、哲学者の自然状態は、戦いと暴力と不正義 とに満ちていると記述されるが、これに反して詩人の黄 金時代は、およそ想像できるかぎりの最も魅力に富む最 も平和な状態として描き出されているのである。

もし、詩人の言うところを信じてよいとすれば、あの 〔黄金時代という〕自然の最初の時代にあっては、四季 の気候は極めて温和であるため、人々は、寒熱の暴力に 対する保証として衣服や家屋を備える必要がない(と言 う)。 河には酒や牛乳が流れ、樫(の木)は蜜を生じ、自然 この上ない珍味はひとりでに産出される(と言う)。

いや、あの幸福な時代の主な利点はこれらでない(と言う)。

嵐や暴風雨(、火山の噴火、大地震、津波・・・など の自然災害)が自然から除かれているばかりではない。

〔人間社会に〕今あれほどの騒擾を湧き起こし、あれ ほどの混乱を捲き起している〔自然の暴風雨より〕さら に熾烈な〔心の〕暴風雨は、人間の胸に知られていなか った(と言う)。

貪欲・野心・残忍・利己心、それらは未だかつて聞い たことがなかった(と言う)。

温情的な情念・憐憫(憐れみ)・共感、それらだけが、 そのころの人間の識っていた心の動きであった(と言う)。

私のものと貴君のものとの区別(=所持)さえ当時の幸福な人種からは駆逐され、それと共に、所有と責務の念そのものや正義と不正義の念そのものも取り去られていたのである。

疑いもなく、こうしたことはくだらない空想と見做すべきである。」(ヒューム『人性論(四)「第三篇 道徳について」』、岩波書店、68~69頁、〔〕内:訳者、()内:私の補足)

アダム・スミス曰く、

「ほかのたいていの動物はどれも、ひとたび成熟すると、 完全に独立してしまい、本来、他の生き物の助けを必要 としない。

ところが人間は、仲間(=他者)の助けをほとんどい つも必要としている。

だが、その助けを仲間の博愛心にのみ期待しても無駄である。

むしろそれよりも、もし彼が、自分に有利となるよう に仲間の自己愛を刺激することができ、そして彼が仲間 に求めていることを仲間が彼のためにすることが、仲間 自身の利益になるのだということを、仲間に示すことが できるなら、そのほうがずっと目的を達しやすいのであ る。

他人にある種の取引を申し出る者は誰でも、このように提案するのである。

私の欲しいものをください(=自愛心を満たしてください)、そうすればあなたの望むこれをあげましょう(= あなたの望む自愛心を満たしましょう)、というのがすべてのこういう申し出の意味なのであって、こういうふうにして、我々は、自分たちの必要としている他人の好意の大部分を互いに受け取り合うのである。

我々が食事をとれるのも、肉屋や酒屋やパン屋(=他者)の博愛心によるのではなくて、自分自身の利益(=自愛心)に対する彼らの関心によるのである。

我々が呼びかけるのは、彼らの博愛的な感情に対してではなく、自愛心に対してであり、我々が彼らに語るのは、我々自身の必要についてではなく、彼らの利益についてなのである。(『世界の名著 31 アダム・スミス「国富論」』、中央公論社、82 頁)

アダム・スミス曰く、

「文明が進み繁栄している国の、最も普通の手工業者 または農村の日雇い労働者の生活がどのようにととのえ られているかを観察してみよう。

そうすれば、このような生活物資の調達のために、たとえわずかな一小部分にすぎなくても、自分たちの勤労の一部を用いた人たちの数がいかに多いか(=自分の気付かない所で、無意識的に、如何に多くの人間が相互に助け合っていることか!)、ということが分かるであろう。

例えば、農村の日雇い労総者が着ている毛織物の上衣 は、見た目には粗末であっても、非常に多数の職人の結 合労働の生産物なのである。

この質素な生産物でさえ、それを完成するためには、 牧羊者、羊毛の選別工、梳毛工または擦毛工、染色工、 あら梳き工、紡績工、織布工、縮絨工、仕上げ工、その 他多くの人たちがすべて、そのさまざまな技術を結合し なければならない。

そればかりか、これらの職人のうちのある者から、その国の非常に遠隔な地方にしばしば住んでいる他の職人たち所へと、諸原料を輸送するのに、いったいどれほど多くの商人と仲立人が従事しなければならなかったことであろうか!

染色工が使った様々な薬剤---それは、しばしば世界のさいはての地方からやってくるが---を寄せ集めるために、とりわけどれだけ多くの商業と航海業が、またどれほど多くの造船工、水夫、製帆工、ロープ製造人が使用されなければならなかったことであろうか!

またそうした職人の中の最も下層の者が使う道具を生産するためにも、なんと様々な労働が必要なことであろうか!

水夫の船、縮絨工の水車、さては織布工の機械のような複雑な機械はいうまでもないとして、牧羊者が羊毛を 刈り取るはさみを作りあげるために、いかに様々な労働 が必要とされるかということだけでも、考えてみようで はないか。

そうした、はさみを生産するには、鉱夫、鉱石を溶かす溶鉱炉の建設工、木材の伐採者、溶鉱炉で使用される木炭の炭焼き工、煉瓦製造人、煉瓦積み工、溶鉱炉の炉前工、機械の据付工、鍛鉄工、鍛冶工のすべてが、その様々な技術を結合しなければならない。

同じように、我々が牧羊者の衣服や家具の様々な部分をすべて、すなわち、彼がその皮膚にじかに着るあらい麻布のシャツ、彼の足につける靴、彼が横たわるベッド、またそのベッドを組み立てている様々な部分のすべて、彼が食物の調理に使う金網、それに使うために、地底から掘り出されて、おそらく長途の海路と陸路の輸送によって彼のもとにもたらされた石炭、そのほか一切の台所用具、一切の食卓用具、ナイフとフォーク、彼が食物を盛り分ける陶製またはしろめ〔スズと鉛の合金〕製の皿、彼のパンやビールの調製に携わった様々な人手、熱と光を取り入れ、風と雨を防ぐガラス窓、加えて世界のこう

した北方の地方に快適な住まいを提供するうえに不可欠な、この見事で素晴らしい発明品を作り出すのに必要とされる一切の知識と技術、さらに加えて、このような様々な便益品を生産するのに従事する様々な職人たちのすべての道具類を調べてみるならば、つまり以上のすべてのものを我々が調べて、そしてそれらの各々についてどんなに様々な労働が用いられているかを考察するならば、文明国の最も最下層の者に対してさえ、何千人という多数の助力と協同がなければ、手軽で単純な様式だと我々が誤って想像しているような普通の暮らしぶりすら整えてやることができない、ということがわかるだろう。

確かに、身分や地位の高い人たちの法外な贅沢に比べると彼の暮らしは、疑いもなく大いに単純で手軽に見えるに違いないが、それでも、おそらく次の事は真実であろう。

すなわち、ヨーロッパの君主の暮らしが、勤勉で倹約な農夫の暮らしをどれほど凌いでいようと、その程度は、一万人もの裸の野蛮人の生命と自由の絶対的支配者であるアフリカの多数の王の暮らしを凌ぐほど大きいとは限らない、ということである。(『世界の名著 31 アダム・スミス「国富論」』、中央公論社、79~81 頁)

デヴィッド・ヒュームによれば、正義の法は人間の黙 約から生じる。

そしてこの黙約は、人間の心の一定の(自然的)性質 と外的事物の状況との協力から生ずる不都合を救済する 策として必然として生じたのである。

この(自然的な)心の性質とは利己心(自己愛)と制限された寛仁(自己に親しい者ほど強く愛情を注ぐ性質)とである。

また、外的事物の状況とは、それら事物が所有者を容易に変えること並びにこれと結びついて、人々の要求や 欲望と比較するとき事物が稀少であることである。 アダム・スミスの「見えざる手」の説明として「私悪と利己心が公益につながる原理」と簡潔に要約されることが多いが、これは正確ではないし、極めて誤解を生じさせやすいのではないだろうか。

なぜなら、人間本性である自己愛(=愛情)も寛仁(=両親、妻子・兄弟姉妹、友人など身近な者ほど赤の他人より愛する性向)もそれ自体としては極めて重要な人間の徳だからである。

しかしながら、この自己愛と寛仁という徳の強い偏向 (この傾偏向が強すぎるとき「悪」と呼ぶとするならば、 「私悪」と呼ぶしかないであろう。しかしこの「強すぎ る」の判断基準は簡単ではない)は逆に自己と他者ある いは一般社会との利害関係に不都合を生じさせるのであ る。

社会を形成するにつれ、この人性の自然的徳から生じる他者との利害関係に生ずる不都合を救済する策として、人間は幾多の年月の試行錯誤の経験を重ねながら、黙約と約定を必要なものとして形成してきたのであり、その救済策こそ、ヒュームの"正義の法"でありアダム・スミスの"見えざる手"なのである。

すなわち、すべての個人が"正義の法を遵守することで"、あるいは"見えざる手に導かれて(led by an invisible hand)"、という条件付きで、自己愛(利己心)や寛仁を自由に追求する限りに於いて、個人の自由な行為は"社会全体の公益に"奉仕することになる、という意味なのである。

なお、"正義の法"や"見えざる手"とは何か?

それらこそ、歴史的に形成された古き良き国法・伝統・ 慣習の中に見えざる叡智として蓄積されているルールな のである。

さて、狂詩人ルソーの命題に戻せば、先に述べたよう に、このような狂人の詐欺的愚論に回答を与える必要な どない。

が、敢えて触れるならば次のように言えよう。

すなわち、既に文明人へと成長した人類は、もはや未 開人(自然人)に戻ることは全く不可能であるというこ と。

また、それにもかかわらず、ルソーの妄想上の"自由で独立した自然人"に戻りたいと文明人は、まず、自然生活の第一歩として、アダム・スミス『国富論』における分業(協同)の事例、「自分の着ている毛織物の上衣」の製造過程をすべて自分一人だけの力でこなす能力を養わねばなるまい。

また、ルソーの言う文明社会の堕落産物である詩人や 文学者や哲学者らが自然社会に戻ってからも、作詩や著 述や思索を続けたいならば、文筆活動に必須の紙、鉛筆、 消しゴム、万年筆・・・をすべて自分一人だけの力で製 造せねばなるまい。

ちなみに、1本の鉛筆の複雑な製造過程は経済学者ミルトン・フリードマン『選択の自由』、日本経済新聞社、18 頁に詳述されているので参照されたい。

「毛織物の上衣」や「鉛筆君」の分業過程を読んで(知って)なお、ルソーの如く、文明社会の文明人が自然社会の自然人より「堕落している」とあなたが考えるならば、気の毒だがあなたは、精神科での治療が必要であろう。

(参考) "見えざる手"について『国富論』より アダム・スミス曰く、

「もちろん彼は普通、社会一般の利益を増進しような どと意図しているわけではないし、また自分が社会の利 益をどれだけ増進しているのかも知らない。

外国産業よりも国内の産業活動を維持するのは、ただ 自分自身の安全を思ってのことである。

そして、生産物が最大の価値をもつように産業を運営するのは、自分自身の利得のためなのである。

だが、こうすることによって、彼は他の多くの場合と 同じく、この場合にも、見えざる手に導かれて、自らは 意図してもいなかった一目的を促進することになる。

彼がこの目的を全く意図していなかったということ

は、その社会にとって、これを意図していた場合に比べ て、必ずしも悪いことではない。

自分の利益を追求することによって、社会の利益を増進しようと真に意図する場合よりも、もっと有効に、社会の利益を増進することもしばしばあるのである。」

(6) ルソーの「平等」起源論とは何か?

ルソーは言う、

「ところで、いま社会状態のさまざまな階級を支配している教育と生活様式の驚くべき多様性を、みんなが同じ食物を食べ、同じように生活し、正確に同じことをしている動物や未開人の生活の単純さと一様性とに比較するならば、人と人との差異が、自然の状態においては(文明)社会の状態よりも如何に少ないものであるか、また自然の不平等が人類においては制度の不平等によって如何に増大せざるを得なかったかが理解されるであろう。」(ルソー『人間不平等起源論』、岩波文庫、81 頁、〔〕内: 訳者、()内: 私)

ここにおいて、ルソーの「平等」の観念とは、彼の病 んだ精神から発する異常な妄想に起源しているといこと が明白であろう。

つまり、ルソーの「平等」とは「みんなが同じ食物を 食べ、同じように生活し、正確に同じことをしている動 物や未開人の生活の単純さと一様性」のことであある。

言い換えれば、ルソーの人間の平等とは、人間が人種 としての野生動物であることそれ自体を意味しているの である。

ルソーの平等とは、文明社会の"法の下の平等"でもなく、"権利の平等"でもなく、「物質的平等」の意味ですらない。

そして、このルソーの「平等」観念は、彼の主著『社会契約論』に一直線に繋がっており、契約社会(国家)における人間の理想の姿として、そのまま使用されるのである。

つまり、ルソーの社会契約論とは、己の呪詛する文明 人を、契約社会という擬似服を着せられた裸の自然人(未 開人)の群れに変革し、国家の奴隷(家畜の群れ状態) にすることであった。

このことは、フランス革命以降、世界史に出現したあらゆる全体主義国家の国民が、国家の指導者および独裁党によって、「野生動物や虫けら」のごとく、無残国に大量虐殺(ジェノサイド)された史実にも正確に合致している。

これこそが、ルソーが『人間不平等起源論』の冒頭で 述べた文明社会の文明人への怨念の呪縛の本性なのであ る。

なお、ルソーの『社会契約論』については、後段で考察するが、ここに一部を紹介しておく。

ルソーは言う、

「この契約の条項は、その行為の性格によって明確に 決定されるもので、わずかでも修正するならば、無効で 空虚なものとなってしまうような性質のものだろう。

・・・これらの条項は、正しく理解するならばただ一つの条項に集約される。

社会のすべての構成員は、自らと自らのすべての権利 を、共同体の全体に譲渡するのである。

この条項によると誰もがすべてを放棄するのだから、 誰にも同じ条件が適用されることになる。

・・・我々各人は、我々のすべての人格とすべての力を一般意志の最高の指揮のもとに委ねる。

我々全員が、それぞれの成員を、全体の不可分な一部 として受け取るのである

- ・・・目的を達成することを望む者は・・・ある程度の危険はつきものであり、さらにある程度の損害もつきものである。
- ・・・法が市民に生命を危険にさらすことを求めるとき、市民はその危険についてあれこれ判断することはできない。

だから、統治者が市民に〈汝は国家のために死なねばならぬ〉という時には、市民は死ななければならないのである。

なぜならこのことを条件としてのみ、市民はそれまで 安全に生きてこられたからである。

市民の生命は単に自然の恵みであるだけでなく、国家 からの条件付きの贈物だったから

(=社会契約による国家が市民を理想の自然人にしてあ げたはずだったから)

である。」(ルソー『社会契約論』、光文社、40~41 頁 76~77 頁、〔〕内:訳者、()内:私)

(7) ルソーにとって、「家族」は人類の不幸の起源!

ルソーは言う、

「この新しい状態(=家族で生活する状態)の中で、 簡素で孤独な生活をし、非常に限られた欲求と、それ をみたすために発明した道具とを持った人々は、非常 に多くの余暇を持っていたので、彼らの父祖の知らな かった多くの種類の安寧を手に入れるためにこの余暇 を用いた。

そしてこれこそ、彼らが気付かないで自分に課した 最初のくびきであり、彼らがその子孫のために準備し た、いろいろな不幸の最初のみなもとであった。

なぜなら、彼らがこのようにしてますます身体と精神とを柔弱にしていったばかりでなく、こうした安楽が習慣となったために、その楽しみはほとんどすべて失われ、同時に、その安楽は変質して真の欲求となってしまったので、それがなくなれば、それがあった場合に愉快であったより、いっそう惨めに感じられた。

そして、人はそれを所有しても幸福ではないのに、 それを失えば不幸であった。」(ルソー『人間不平等 起源論』、岩波文庫、91~92 頁、〔〕内:訳者、 ()内:私) 要するに、ルソーによれば人間は家族で生活するようになったことで、獰猛さ(カ)と元気さを失い(同 91 頁)、余暇を持つことで多くの種類の安楽を持つようになり、文明人にとっての「安楽」が、薬物中毒患者にとっての「薬物」と同様の害悪となったのだという。

そして、安楽を発生さる起源となった「家族」と「安楽を求めること自体」が人類の不幸の根源だ!と叫ぶのである。

ルソーの描写「それ(=安楽)がなくなれば、それがあった場合に愉快であったより、いっそう惨めに感じられた。そして、人はそれを所有しても幸福ではないのに、それを失えば不幸であった。」は、ルソーが精神を病んでおり、"普通の人間の安楽への欲求"と〈薬の切れた薬物中毒患者の『薬』への渇望〉とを全く区別できない重度の病人であったことを明示している。

このように精神を病んだルソーの「家族」に対する呪 詛が狂気であることは言うまでもないが、バークのルソ 一批判がその「狂気度」を正確に補足している。

バーク曰く、

「彼は自分とは最も遠い関係の無縁な衆生のためには 思いやりの気持ちで泣き崩れ、そして次の瞬間にはごく 自然な心の咎めさえも感じずに、いわば一種の屑か排泄 物であるかのように彼の胸糞悪い情事の落し子を投げ捨 て、自分の子供を次々に孤児院へ送り込む。

・・・総じて彼の教説は、実際の(文明人の)人生や風儀に全く適用不可能である」(バーク『バーク政治経済論集「フランス国民議会議員への手紙(1791年)」』、法政大学出版局、558頁)

さて、"家族"とは人間の必要が生じせしめた"必然・必 須の産物"である。

文明社会にとって、国家の永続にとって、"家族"は最 も重要な柱となる組織であり、保護され尊重されねばな らない。 よって、"家族"に関する、いくつかの正統論を掲げておきたい。

余談であるが、エドマンド・バークを信奉する保守主義者である私は、家族の暖かさと安らぎとその人生における重要性を子供たちに教えてくれるフジテレビ系列の"ちびまる子ちゃん"、"サザエさん"を全面的に支持するものである。

私も家族で見ていますが、先週も今週(本日)も大変 すばらしい内容でした。

ありがとう。

これからも、ずっと応援しております。

中川八洋 曰く、

「家族は文明の社会において絶対に重視されるべき理由 が三つある。

第一は、伝統・慣習・しきたりその他の古きものが生息している家族から、さまざまなそれらの情報を持たないとすれば、人間は自我を形成できないし、人間として生きていくために必要な最小限の指針を身に付けられない。

家族の弱まりが、〈根無し人間〉〈無気力〔アパシー〕 人間〉〈無規範〔アノミー〕人間〉を増大させていることは、・・・日本が世界の嘲笑をあびつつ実験している。

第二は、家族は、民族・国家の、自由と道徳と文明性と文化を決定的に支える伝統と慣習を宿し、育む最良質の温室である。また、それらを後代に伝えていく(=相続・世襲する)唯一のパイプラインである。ノーベル文学賞を受賞した T・S・エリオットも、〈文化の伝達にとって基本的な役目をつとめるものが家族である〉と述べている。

そして伝統と慣習も家族の中で育てられ生命を得ているから、家族なしにそれらは後代に伝えられていくことはない。

必ず腐蝕し、消滅していく。そのとき自由は萎え、道 徳は雲散霧消する。 "美徳ある自由"の社会をつくり維持するのに、家族が最大の機能をもつことは、家族否定の20世紀の社会主義国の実験が反面教師となって証明した。・・・要は、伝統や慣習・因習を教育してくれる家族という場こそ、人生において正常に生きる指針を培ってくれる、人間として欠くことのできない最良の"人生の学校"である。

最重要な家族の機能の第三は、親による子共に対する 言葉遣いと立ち居振る舞いの躾である。」(中川八洋『国 民の憲法改正』、ビジネス社、125~126 頁、〔〕内: 著者、傍点及び()内:私)

ヒューム曰く、

「この地球上に棲息するすべての動物の中で、人間ほど自然から一見しては残忍な取り扱いを受けているよう に思えるものはない。

けだし人間は、数えきれない要求や必要を自然からに なわすされておりながら、こうした必要を救い充たすた めに供与されている手段は甚だ貧弱なのである。

他の生物にあっては、これら〔要求とそれを充たす手 段との〕二つの点は一般に補償しあっている。

・・・ひとり人間に於いてのみ、その虚弱さと必要とは・・・不自然に連接していて、しかもこの不自然な連接はこの上なく完全とさえ観られる。・・・人間を単にそれ自身に於いて考えれば、〔自然の肉体的な〕武器の力も、その他の自然的能力も極めて多くの必要に何らかの程度で応じ得る程のものは、何一つあてがわれていないのである。〔それゆえ、〕人間がその欠陥を補い得て、同じ他の生物と等しい程度にまで高まることができ、他の生物に優ることさえできるのはひとえに社会(を形成したこと)のおかげである。

社会(の形成)によって人間のあらゆる虚弱は補償される。

すなわち、この〔社会という〕状況にあっても、いろいろな要求は一瞬間毎に人間の上に積み重ねられるが、 しかも人間の能力は、未開の状態のときに至り得る最大限以上に増大して、あらゆる点で人間を満足させ、幸福 にするのである。

・・・〔人間をして社会を造らせる〕いろいろな必要 事のうちには、・・・救済策が目の前にあって比較的分 明なものがあり、この種の必要事は、その故に、人間社 会の最初のかつ根源的な原理と正当に見做すことができ る。

この必要事とは他でもない。

両性間の自然的情愛である。

この自然的情愛によって両性は接合され、その接合を 保存する。

〔ここに最も単純な形態における社会が生まれる。やがて子供ができて、〕児に対する〔両親の〕共通の配慮のうちに新しい絆が生じる。

この新しい配慮はまた、両親と児とを接合する原理と なって、前より多人数の社会(=家族)を形づくる。

この社会では、親はその優った強さと智慧という利点 によって支配するが、同時に、子供たちに対する自然の 情愛によって権威の行使を抑制される。

間もなく、習慣や習癖が子供たちの柔軟な心に作用して社会から収得できる利点を気付かせる。

それと共に、子供たちの社会的連衡を妨害するとがった角すなわち具合悪い情念を磨滅して、子供たちを次第に社会に合うようにする。(ヒューム『人性論(四)「第三篇 道徳について」』、岩波書店、55~58頁、〔〕内:訳者、傍点及び()内:私の補足)

エドマンド・バークは常に、国家の形成を家族の形成 との連続性を強調する。

バーク曰く、

「社会の中で自分が属している小さな場所(家)に愛着を持つこと、その小さな一集団(家族)を愛することは、公的愛情の最初の動機(言わば起源)なのです。その愛情が我々を祖国愛や人類愛へと続けて進ませて行く一連の絆の最初の絆なのです。」(Edmund Burke, "Reflections on the revolution in France", Dover publications, Inc, pp.44-45.『フランス革命の省察』、

みすず書房では60頁に対応、邦訳及び()内:私)

バーク曰く、

「相続(財産)という観念は、確実な保守の原理、確 実な伝達の原理を涵養し、しかも改善の原理を全く排除 しないということを英国民は熟知しています。

相続の原理は、獲得を自由に行なわせますが、獲得したものは保障してくれます(=譲渡の自由は制限されます)。

これらの原理に則って行動する国家が達成した成果は すべて、あたかも家族継承財産の中にでもあるかのよう にしっかりと施錠され、一種の死手譲渡として永遠に把 持されます。

- ・・・我々英国民は自分達が財産や生命を享受したり、 それらを(子孫へ)伝えたりするのと同じ方法で、我々 の政府と諸特権を(祖先から)受けとり、保持し、(子 孫へ)伝えるのです。
- ・・・この世襲の原理を選択するに当たって、英国は、 血縁関係のイメージをもって国体の枠組みを把握してきました。

即ち、我が国の国体を、我々の最愛の家族の絆と結び付け、英国の基本法を、我々の家族の愛情で包み込みました。

そして、英国の国家と暖炉(=各国民の家と家族)と 墓標(=祖先)と祭壇(=教会)を相互に不可分のもの にするとともに、それらをすべての英国民が一緒になっ て、相互に通じ合う慈愛をもって暖かく大事に育ててき たのです。」(Edmund Burke, "Reflections on the revolution in France", Dover publications, Inc, pp.31-32.『フランス革命の省察』、みすず書房では44 頁に対応、邦訳及び()内:私)

世界最高峰の道徳書の一つとされる、サミュエル・スマイルズ『品性論』Home Power よりいくつか抜粋しておこう。

我々日本国民は、人間の人生における"家"及び"家族" の果たす役割と、"父母に対する孝"、"兄弟姉妹に対する 友"、"夫婦の和"の徳目を真摯な心で見つめ直し、再興させない限り、日本国の真の復興と自立とを為し遂げることはできないであろう。

ゆえに、人生を善く生きるための"家"と"家族"の重要性を強調しておきたい。

サミュエル・スマイルズ曰く、

「家とは子供が男女の成人へと成長するための育児所であり、家を治める能力次第で、善くも悪くもなるものである。

(子供への)愛情と(躾の)義務の精神が家に充満し---家において、智恵と心情が賢明に(父親と母親に)役割分担され---人生の一日一日を正直かつ有徳に生き、---家が、分別と親切と愛情をもって治められるならば、このような家からは、健全で有能で幸運な人物---彼らが、必要な強さを体得するにつれて、自分の両親にならい、正しき道を歩み、賢明に自己を治め、自分の周囲の他者の福利に寄与することができるような人物---が輩出すると期待できるのである。」(SAMUEL SMILES, "CHARACTER", Serenity Publishers, LLC, pp.28-29、邦訳及び()内:私)

スマイルズ曰く、

「他の教育者の中でもとりわけ、母親は人間性を(重視して)教育する。

父親には知性があり、母親には慈愛の心がある。

父親には思慮分別があり、母親には思いやりの心情が ある。

父親には力強さがあり、母親には優美と飾り気と慰め が備わっている。

最良の母親という概念(理解)ですら、主として母親 の優しさが影響を及ぼしているように思われる。

従って、知性を教育するのは父親であり、子供の品性 を主として決定づける感情を養成するのは母親である。 父親が(子供に)記憶力(=智力)を授ける一方で、 母親は(子供の)心(を愛情)で満たすのである。

父親は(子供に)他者を信じることを教えのみであるが、母親は、信じた他者を愛することも(子供に)教えられるのだから、(子供に)美徳を教育できるのは、主として母親なのである。」(SAMUEL SMILES,

"CHARACTER", Serenity Publishers, LLC, pp.30-31、 邦訳及び()内: 私)

スマイルズ曰く、

「最も貧困な家でも、有徳、倹約、快活かつ清潔な母親によって治められるならば、快適で、美徳があり、幸福な住処となる。

そのような家は、家庭生活におけるあらゆる人間関係 を高貴にする舞台となる。

そのような(母親のいる)家は、多くの心地よい連想

一心の安らぎの場、人生における嵐(のような苦難)
からの退避所、勤労後の穏やかな休息の場、不運に見舞
われた場合の慰みの場、幸運に恵まれた時の自慢の場お
よび人生のあらゆる場面での歓喜の場を連想させること

一によって、父親の愛しうる家となるのである。」
(SAMUEL SMILES, "CHARACTER", Serenity
Publishers, LLC, pp.32、邦訳及び()内:私)

スマイルズ曰く、

「家とは礼儀を教育する真正の学校である。

(子供に)最も善く実践的な礼儀を教育できる者は、 常にその母親である。

プロヴァンス人の諺に曰く、〈もし女性がいなかった なら、男性は悪しき幼獣以外のものではあり得なかった であろう。〉

(つまり、母親がいるおかげで) 慈善の精神は、家から発し、家を中心として社会に広がっていくのである。 エドマンド・バーク曰く、

〈社会の中で、自分が属している小さな集団(=家族) を愛することが、公的愛情の萌芽である。〉と。 最も賢明で、最も善良な親とは、家という神聖な領域において、〈何にもまして子供を〉優先する(第一に考える)ことを、至上の喜び、至上の幸福である、と認めても恥じたことなどない。

(世の中には)自分自身のために、純粋に行為し、義務を果たす精神を持っていながら、公的な善行を施し、 公的な義務を果たすための効果的な準備が少しもできていない人がいる。

(これに対し)家(と家族)を愛する親は、その家への愛情が盲信的であるにもかかわらず、祖国への愛国心と奉仕の精神をも身に付けるようになる。

ところで、家は、品性を養成する場所であるがゆえに、 最善の学校である一方、最悪の学校にも成りうるもので ある。

子供から大人になるまでの間に、家での無教育に起因する(子供への) 害悪の数は、何と莫大であるのでしょうか。

生まれてから死ぬまでの間に、適性を欠く母親や養母 らに起因する(子供の)道徳的な苦悩や弊害の数は何と 莫大であるのでしょうか。

子供の世話を役立たずの無学な女性に委ねれば、(その子供が)その後の人生において如何なる教育を受けたとしても、貴方が(子供に)与えた害悪を矯正することはできないでしょう。

(家の)母親が、怠惰で、不品行で自堕落な女性であるなら、あるいは、その家に口論や不機嫌が充満して、家が苦悩の住処となる時---その家は、そこへ飛び入りたい場所であるよりもむしろ、そこから飛び去りたい場所となって、不運にもそのような家で育てられる子供は、道徳上の発育を妨げられ、道徳的に歪な人間に育ってしまう。---このような原因で生じる不幸は、その家だけに留まらず、他者(の家)にも波及することになるのである。」(SAMUEL SMILES, "CHARACTER", Serenity Publishers, LLC, pp.32-33、邦訳及び()内:私)

(8)道徳を忌み嫌う、ルソーの幼稚な道徳観

当時の人間から見ても、狂気に近い悪徳の持ち主、あるいは気違いじみた欠陥の持ち主(上掲『バーク政治経済論集「フランス国民議会議員への手紙」』、554頁)であったルソーは、当然のことながら、美徳を忌み嫌った。

ルソーによれば、自然状態の未開人(自然人)たちは、 互いの間にどんな種類の道徳的な関係も、はっきりした 義務も持っていなかったので、善人でも悪人でもあり得 ず、唯一「憐みの情」という自然的な徳のみを持ってい たにすぎないので幸福であったと言う(『人間不平等起 源論』、岩波文庫、68、71 頁)。

そして、いくつかの「偶然」によって社会が形成され、 人類の結合が拡がるにつれ、次のような過程で悪徳が形 成されたという。

ルソーは言う、

「人々は小屋の前や大木のまわりに集会することに慣れた。

恋愛と余暇の真の子供である歌謡と舞踏が、暇になって群れ集まった男女の楽しみというよりむしろ仕事となった。

各人は他人に注目し、自分も注目されたいと思い始め、 こうして公の尊敬を受けることが、一つの価値を持つよ うになった。

最も上手に歌い、または踊る者、最も強い者・・・が 最も重んじられる者となった。

そしてこれが不平等への、また同時に悪徳への第一歩 であった。

この最初の選り好みから一方では虚栄と軽蔑とが、他 方では恥辱と軽蔑とが生まれた。

そしてこうした新しい酵母によって引き起こされた発酵が、ついには幸福と無垢とにとって忌まわしい合成物を生みだしたのである。

人々がお互いに評価しあうことを始め、尊敬という観念が彼らの精神の中に形成されるや否や、誰もが尊敬を受ける権利を主張した。

そして、もはや誰にとっても、それを欠いては不都合 が起こらずにはすまなくなった。

そこから礼儀作法の最初の義務が、未開人の間にすら 生まれた。

そしてまた、故意の不正はすべて侮辱となった。

というのは、侮辱された者は、その不正から生じた損害(=処罰)とともに、時として、その損害そのものより堪えがたい、自分自身に対する(他者からの)軽蔑を見て取ったからである。

こういうふうに、各人は自分に示された軽蔑を、自分自身を重んずる程度(=虚栄心)に応じて罰した(=自卑)から、復讐は猛烈になり、人々は血を流すことを好むようになり、残酷になった」(ルソー『人間不平等起源論』、岩波文庫、93~94頁、〔〕内:訳者、()内:私)。

ルソーの妄想と誤謬を列挙すれば次の通り。

① 歌謡と舞踏が仕事となった。

愚かしい妄想である。文明社会の書物や経験からルソ -の妄想的観念の「移し入れ」にすぎない。

② 虚栄と軽蔑、恥辱と羨望

エドマンド・バークはルソーの思想を「虚栄心の哲学」 と呼んだが、この部分の記述も文明社会の人間であるル ソー自身の自卑の「移し入れ」にすぎない。

③ 誰もが尊敬を受ける権利を主張した。

「尊敬」とは自己(あるいは他者)が、他者(あるいは自己)の秀でた"美徳/人格"や"能力/才能"(当然、これらを得るための自助努力なども含まれる)に対する賞賛として付与するものであり、他者に対して自己を尊敬するように要求する権利など存在しないし、逆にそのような権利の主張は他者からの軽蔑を生むだけである。

ある個人が他者から尊敬され賞賛されたいと望むならば、それらの感情の起源である美徳や才能を育む努力を 自分自身に義務として課すほかに道はないのである。

また、自分自身が価値ある性質を真に有するときに自 尊し、自負・自讃することは自然な賞賛すべき性質では あるが、それらが一般的に「当然とされる程度」をこえ て露骨になりすぎると他者の憤怒を引き起こすのである。

このため、我々文明人は、お互いの自負心の対立を防止して交遊を快適で且つ腹立たしくないものにするため、 "礼儀の規則"を確立したのである。

④ 今風に言う、狂人ルソーの「逆ギレ」論。

ある個人の故意の不正は他者から侮辱となり、虚栄心 が強いほど復讐は猛烈となり、人々は血を流すことを好 むようになったという「不正者の逆ギレ論」という飛躍 論理がルソーの道徳憎悪の本質であろう。

さらに、ルソーは、社会が「不正者」を取締まる必要 (=国家の警察・司法の治安維持の役割)に対して、社 会が人間に不正を生じさせたのであり、自然状態の原始 人は本来憐みの情しか持たない「やさしい存在」なのだ から、「取締り」の発案は間違いであった」と言う。

これはルソーの狂える精神であるが、現在の日本国における社会主義者や共産主義者の唱える「犯罪者を被害者以上に擁護する人権擁護」、「正義の砦である警察・検察及び自衛隊への異常なまでの嫌悪と憎悪と罵声」、すべての日本国民(=当然、人間である)に適用されるべき権利の定義に背反する「死刑制度の廃止論」等々はすべて、その源泉をこのルソー流「不正者の逆ギレ思想」に置いていると考えてよい。

(9)狂人ルソーの「私有」と「正義の規則(?)」

ルソーは言う、

「土地の工作から必然に土地の分配が起り、そして私 有がひとたび認められると、それから最初の正義の規則 が生じた。 というのは、各人にその所有物を返すためには、各人 が何かを所有できなくてはならないからである。

・・・耕作者、その耕した土地の産物に対する権利を 与え、従って、地所に対する権利を、少なくとも(労働 を終える)収穫の時期まで、そのようにして年毎に与え るものは、ただ労働だけである。

こうしたことが、継続的な占有をつくりだし、たやす く私有に転化する。

・・・(私有の権利が生まれたことで)同じように働きながら、ある者は実入りが多いのに、他の者はかろうじて生きていた。

このようにして、自然の(身体的)不平等が〔新しい原因の〕組み合せによる不平等とともに知らず知らずの間に発展し、状況の相違によって発展した人々の間の相違は、その成果の点で一層著しくなり、一層永続的になり、そしてそれと同じ割合で個々の人間の運命に影響し始める。」(ルソー『人間不平等起源論』、岩波文庫、99~100頁、〔〕内: 訳者、()内: 私)。

ルソーによれば、私有がひとたび認められると、各人は他者に所有物を「返却するために」所有する必要が生じ、そこから私有は「正義」となったのだと言う。

ルソーは「私有」に対する嫌悪が強すぎるため、彼の 「私有」の観念は、あくまで「他者(自然)に返却する という前提のみが、私有に正義を付与する」らしい。

つまり、言い換えれば、ルソーの私有とは、「ストックゼロのフロー的な一時的所持」程度の意味しかないようだ。

それはともかく、正義と私的所有の起源についての考察を狂人ルソーの「想像(同著、100頁)」に委ねたままにはしておけない。

ここは、ヒュームの『人性論』に委ねる時である。 ただし、ヒュームの哲学をここで冗長に記述すること はできないため、要点のみを箇条書きで列挙する。 興味ある方は(ヒューム『人性論(四)「第三章 道 徳について』、岩波文庫|などを参照して頂きたい。

ヒューム曰く、

- ① 我々は、徳と悪徳に就いて決定するとき、情緒の自然で日頃見られる力を常に考察する。
- ② そして、情緒が普通の尺度から〔強弱〕いずれの側かへ甚だしく逸脱すれば、常に悪徳として否難される。
- ③ 例えば人間は、自分の子供を甥より、甥を従兄弟より、従兄弟を赤の他人より、他のすべてのことが等しければ、(関わり合いの強い者を弱い者より)自然に愛する(= 寛仁:自己に親しい者への愛情)。

そしてこの点から、〔それぞれの場合に〕後者よりも 前者を選ぶ義務の普通の尺度が起こる。

我々の(普通の尺度から逸脱しまいとする)義務感は常に、情緒の普通で且つ自然な経過に随うものである。 〔これはまた、正義(公正)が人性の自然的動機(=自愛心や寛仁など)から、すなわち人性に自然に存在して我々を行動へ駆り立てる情緒から生じるものではない(=逆向きのものである)ことを物語る。

- ④ この偏頗ないし不平等な(自然的な)情念は、社会に於ける我々の挙動や行為に影響するばかりでなく、徳や悪徳に関する我々の観念にも影響する。
- ⑤ 人間の利己心(自愛心)と局限された寛仁並びに、 人々の要求に対する自然の備え(=物財)の寡少と 物財の遊動的で容易に推移する性質から、社会を攪 乱する主要なものが起り、その時人々は物財を心身 の固定した恒常的な秀でた点(身体的・知性的な才 能や品性・美徳など)とできるだけ同等な立場に置 いて、ここに救済策を求める。
- ⑥ すなわち、社会の全成員が結ぶ黙約によって〔不安定な〕物財の所持に安定性を賦与し、各人が幸運と勤勉とによって獲得できたものを平和に享受させておくという途(=救済策)である。このようにして各人は、自己が安全に所持できるものを知る。

そして情緒の偏頗な互いに矛盾する運動は抑制され

る。

⑦ こうして、他人の所持に対して節欲する黙約が結ばれて、各人が自己の所持の安定を獲てしまうと、ここに直ちに正義と不正義の観念が起り、また所有や権利や責務の観念が起る。

黙約(convention)は約定(promise)という性質ではなく、黙約は単に共通利害の一般的な感である。 社会の全成員はこの(黙約の)感を互いに表示し合い、この感に誘致されて、各人の行為を若干の規則によって規制する。

- ⑧ 後者〔すなわち所有やなどの観念〕は前者〔すなわち正義と不正義との観念〕をまず初めに理解せずにはまったく理解できない。
- ⑨ 我々の所有ないし資産とは、社会の法すなわち正義の法によって、恒常的所持を確立されているような物財に他ならないから、正義の起源を解明し終えないうちに所有とか権利とか責務とかいう言葉を使用し、あるいは正義の起源の闡明にそれらの言葉を用いさえする者は、甚だ大きな〔論理的〕誤謬を犯す者であり、鞏固な根底に立って論究することはできない。
- ⑩ すべての親は子供たちの間の平和を保存するため、この(所持の安定に関する)規則を確立しなければならないと判れば、そして又、正義のかような元形は社会の拡大につれて日ごとに改善されると判れば、もし以上のすべてが明白に見えるなら、しかも明白に見えることは絶対確実でなければならないが、我々は次のように結論してよい。

すなわち、人々は、社会に先行する未開な状態に相 当時間の間留まることが到底できなく、人々の最初 の状態ないし状況そのものは社会的であると正当に 見做すことができる。

① 正義がなければ、社会は直ちに解消するに相違なく、 各人はあの未開で孤独な状態へ、すなわち、およそ 社会の中で想定され得る限りの最悪の状態より無限 に悪い未開で孤独な状態へ落ち込むに相違ない。 それゆえ、或る単独な人物が営む正義の単独な行いの帰結がどのようであれ、全社会が協力(して遵守)する全行動体系(=ハイエクの「正しい行動ルールの体系」)は、社会の全体にとっても、どの部分にとっても、無限に有利であること、この点を十分に観察する経験を人々が持ってしまえば、久しからずして所有〔ないし所有権〕と正義とは生まれるのである。

② およそ一般的に目睹して人間の諸行動に於いて不快を与えるものはすべて『悪徳』と呼ばれ、同じく一般的に目睹して満足を産むものはすべて『(美)徳』と呼称される。

それゆえ、この〔共感によって他人の不快を感じる ことが、正義と不正義とに道徳的善悪の感の随伴す る理由である。

- ③ 社会の確立と所持の恒常とを一般的に黙約したのち、最初に起こる難問は明らかに、如何にして人々の所持を分けて、各人が未来に亙って変更なく享受すべき特定の分け前を各人に割り当てるか、である。が、この難問は、各人が現在所持〔ないし占有〕するものを享受し続けるという習慣の効果で合意される。
- ④ 現在の占有者へ所有権を設定する規則・・・の効用は、社会の形成を越えてまで及ばない。 なぜなら、この規則によって〔占有物〕の返戻は排除され、あらゆる不正義は公認され褒賞されるため、 当該規則の恒常的遵守ほど害のあるものはないからである。
- ⑤ それゆえ我々は、社会がひとたび樹立されたのち、 所有権を生む他の事情を探さなければならず、最も 著しいものとして次の四つが見出される。 すなわち、『先占』と『時効』と『添付』と『相続』 である。
- ⑤ (所有の安定の規則である)社会の樹立時の現在の 占有、後の先占・時効・添付・相続・・・は、非常 に多くの偶然に依存する。

従って、人々の(所持の)要求にも欲望にも矛盾する。

換言すれば、人物と所持との調整(=交換・交易) がしばしば非常に悪いに相違ない。

これは大きな不便で、その救済策が望まれる。

・・・すなわち、所有者がその所有し所持するもの を他の人物に与えることを承諾するときを除いて は、所持ないし所有を常に安定ならしめること、で ある(=承諾による所有の移転)。

(ヒューム『人性論』、以下省略)

(10)ルソーの「虚栄心の哲学」

ルソーは言う、

「・・・自分の利益のためには実際の自分とはちがったふうに見せることが必要だったのである。

有ること〔存在〕と見えること〔外観〕が全く違った 二つのものとなった。

そしてこの区別からいかめしい威儀と欺瞞的な策略と そのお供を承るあらゆる悪徳とが出てきた。

他方では、以前は自由であり独立であった人間が、いまや、無数の新しい欲求のために、いわば、自然全体に、とりわけその同胞に屈従するようになり、彼は同胞の主人となりながらも、ある意味ではその奴隷となっているのである。

すなわち、富んでいれば同胞の奉仕を必要とし、貧し ければその援助を必要とする。

と同時に、中位の者でも同胞がいなくては到底やって いけない。

そこで人間は絶えず、その同胞を自分の運命に関心を 持たせるように、そして、事実上または表面上、彼のた めに働くことが自分たちの利益だと思わせるように努め なければならない。 その結果、彼はある人たちに対しては滑稽で悪賢くなり、他の人たちに対しては横柄で冷酷になるし、・・・。

・・・一方では競争と対抗意識と、他方では利害の対立と、つねに他人を犠牲にして自分の利益を得ようというひそかな欲望。

これらすべての悪が私有の最初の効果であり、生れたばかりの不平等と切り離すことのできない結果なのである」(ルソー『人間不平等起源論』、岩波文庫、101~102頁、〔〕内: 訳者、()内: 私)。

ルソーによると、人間が文明社会を形成し、私有の権利を作り出したことによって、人間に「不平等」が生まれ、同時に、同胞の「奴隷」となり、他者との「競争」と「対抗意識」及び「利害の対立」が、あらゆる種類の悪徳を生じせしめた、と言いたいらしい。

しかしながら、バークがルソーの思想を「虚栄心の哲学」と看取したとおり、ルソーの上記の描写は、文明社会の誕生劇に、ルソーの虚栄心と悪徳を移し入れた虚構にすぎず、言い換えれば、自身のフィクション文学中の登場人物である文明社会形成時の人類を己の奴隷と見做し、彼らの歴史を己が強制的に歪曲することによって、ルソー自身の現実世界における虚栄心と妄想を代弁させ、己が満足するというルソーの狂気と悪徳の表明にすぎないようだ。

(11)相続財産は「悪」のルソー思想

ルソーは言う、

「富を表す記号(=貨幣)が発明されるまでは、富は もっぱら土地と家畜とからしか成り立ち得なかった。

それが人々の所有し得る現実の唯一の財産であった。 ところが相続財産が数においても範囲においても増大し て地面全体を覆い、すべてがたがいに接触するほどにな ったとき、ある者は他のものを犠牲にしないではもはや 拡大することができなくなってしまった。」(ルソー『人 間不平等起源論』、岩波文庫、102頁、〔〕內: 訳者、〔〕內: 私〕。

ルソーの所有の観念には、ヒュームの"所有の安定に関する規則"や"承諾による所有の移転に関する規則"という文明社会の文明人が形成し、現実的にも文明社会で機能している"正義の法"という概念が完全に欠落しているため、すべて虚偽と妄想の産物でしかない。

(12)ルソー『人間不平等起源論』における、同『社会 契約論』の原型の描写か否か?

次に掲げる一節は、ルソー『人間不平等起源論』に おける『社会契約論』の原型(モデル)と思われる記 述である。

少し長いが、重要なので引用する。

ルソーは言う、

「富者は、隣人たちすべてを相互に対抗して武装させ、 彼らの所有を彼らの欲求と同じように負担の大きいも のにする状況、しかもどんな人も富の中にも貧しさの 中にも安全を見出さないような状況の恐ろしさを彼ら に説明してから、富者は隣人たちを、自分の目的へ連 れて行くためのもっともらしい理由を、容易に説明し たのである。

彼は彼らに向かって言った。

《弱い者たちを抑圧からまもり、野心家を抑え、そして各人に属するものの所有を各人に保証するために 団結しよう。正義と平和の規則を設定しよう。それは、すべての者が従わなければならず、誰をも特別扱いを せず、そして強い者も弱い者も平等にお互いの義務に 従わせることによって、いわば運命の気紛れを償う規則なのだ。要するに、我々の力を我々の不利な方に向けないで、それを一つの最高の権力に集中させよう、 賢明な法に則って我々を支配し、その結合体の全員を

保護防衛し、共通の敵を斥け、我々を永遠の和合の中 に維持する権力に。》

粗雑でおだてに乗りやすい人びとをそそのかすため には、こんな弁舌に似たものすら要らない。

・・・誰も彼も自分の自由を確保するつもりで、自分の鉄鎖へ向かって駆けつけた。

なぜなら、彼らは政治制度の利益を感ずるだけの理性は持っていたけれども、その危険を見通すだけの経験をつんでいなかったからである。

その弊害を最もよく予感し得たのは、まさにこれを 利用しよう思っていた者たちであった。

- ・・・社会および法律の起源とはこのようなもので あった。
- ・・・この社会と法律が弱い者には新たなくびきを、 富める者には新たな力を与え、自然の自由を永遠に破壊してしまい、私有と不平等法律を永久に固定し、巧妙な簒奪をもって取り消すことのできない権利としてしまい、若干の野心家の利益のために、以後全人類を労働と隷属と貧困に屈服させたのである。
- ・・・万民法〔国際法〕の名の下に、・・・(自然 人の)自然の憐みは、人と人との間でもっていたほと んど一切の力を社会と社会との間では失ってしまい、 もはや諸民族を隔てる想像上の境界を乗り越え、彼ら を創造した最高の存在に倣って人類全体をその善意の 中に抱擁するような、幾人かの偉大な世界市民的な 人々の魂の中しかもはや存在しなくなった。」(ルソ ー『人間不平等起源論』、岩波文庫、105~107 頁、 〔 〕内:訳者、()内:私)。

さてこの一節、特に「一つの最高権力に・・・維持する権力に。」の部分について、訳者らは「これが社会契約を暗示するものでないことは言うまでもない。 富者に好都合な不平等を固定化するための〈協約〉を意味するに過ぎない。むしろ富者のごまかしの手としてきわめて風刺的に書かれている」と「社会契約の暗 示」であることを否定しているが、果たしてそうだろ うか?

そうではない。

この一節における「富者」を「一つの全体としての 人民」、「結合体」を「共同体」、「運命の気紛れを 償う規則」を「一般意志」、「賢明な法」=「立法者 の法律」、「永遠の和合」=「全体の不可分な一部と しての成員」と置き換えれば、『社会契約論』そのも のである。

訳者らはルソーの記述を「富者のごまかしの手」と 言うが、「ごまかしの手を使う人間とは、国王や貴族 や富裕者(資本家)だけであるという」出鱈目に近い 異常な先入観こそが、そのほとんどすべてを、ルソー を源流とする左翼・極左思想(社会主義、マルクス主 義、マルクス・レーニン主義など)の「嘘喧伝」、「洗 脳」など効果に負っていることに注意すべきである。

例えば、我々日本国民は、日本国の神々、皇祖皇宗、 天皇(皇室)が"正直・慈悲・智慧"の高貴な君徳を体 現されてきたことを知っている。

封建社会における武士身分の美徳である「武士道」 も知っている。

だが、逆の例、つまり近代デモクラシー政治下の労働者や中産層や低所得者層などの一般大衆や学識者やマスメディア、さらには軍の将校・士官など権威ある者の中にも、極めて悪質で狡猾な「ごまかしの手を使う人間」を見出すのが現実であろう。

若干付け加えれば、ルソー主義の系譜にあるマルクス主義の引き起こした、マルクス以前の正しい道徳観の転倒も現代社会に大きな負の影を落としている。

例えば、あなたが「低所得者」であるとする。

また、あなたの家の隣には「金持ちの富豪」が住ん でいるとしよう。

さらに、経済不況がやってきて、あなたの勤務する 会社が倒産し、あなたは失業し、あなたの家族の生活 と生命が危機に陥いりそうな苦境に遭遇し、政府の早 急な支援など宛にできず、あなたは、隣の富豪に助け を求めに行く決心をしたとしよう。

さて、あなたは、富豪の隣人の家に行って、玄関を ノックし、中から出てきた隣人(富豪)に向かって何 と言うだろうか?

「私の家族が今不況で、生命の危機に瀕しているの は、貴方がた富裕者の搾取によるものだ!

あなた方が社会の富を利己心よろしく、まきあげて いるから、我々が貧しいのだ!

つまり、社会が、貴方がたが、すべて悪いのだ! だから、私にはあなたの財産を無償譲渡される権利 があり、貴方には私に与える義務があるから、直ちに 生活費+aをよこせ!

素直によこさないならば、実力で奪い取るまでだ!」 とでも言うだろうか?

現実はそうではなかろう。

あなたが、素直で謙虚で誠実で勤勉な人間ならば、 次のように言うであろう。

「大変申し上げにくいのですが、本日は貴殿にお願 いがあってまいりました。

実は、私はこの度の不況で会社が倒産してしまい、 家族を養うための当面の資金にも苦慮しています。

政府の救済策もすぐには当てにできない状況で、私 には頼る身寄りもございません。

今、私と私の最愛の家族は、人生最大の危機に立た されています。

私は現在次の職を探す努力を懸命にしておりますが、 すぐに職が見つかるあてもありません。

どうか、この私のいや、私よりも私の最愛の妻や子供たちの人生の危機を御察しいただき、どうか妻子の 当面の生活費だけでも、お貸し戴けないでしょうか。

職が見つかり、安定した収入が入るようになりましたら、お借りしたお金は、天地神明に誓って必ずお返ししますので、どうか私ども家族をお助け下さい。

どうぞよろしくお願いいたします。」 と述べて富者に対して深く頭を下げる。 これが、本来の人間本性から発する"人間道徳"である。

マルクス主義の論理とは、この"人間道徳"を真っ逆さまに転倒させた「悪徳」であり、このような「悪徳」をもつ非常識で傲慢不遜な人間は、ルソー、マルクス以前の人間社会では、最も嫌悪すべき類いの人間であった。

現代の「福祉国家」論、特に「強度の累進課税(まきあげ)」に基づく「分配的正義」とは、真の正義の 形容矛盾であり、上記の「富者」と「低所得者」の間 に国家権力の強制を介在させた「悪徳の見えざる手」 にすぎないのではないか。

さて、ここから、ルソーの『社会契約論』とその草 稿である「ジュネーヴ草稿」の検証に移る。

2.2.3 ルソー『社会契約論』の虚構の解明

さてここからルソーの『社会契約論』及びその草稿で ある「ジュネーヴ草稿」について簡潔に検証したい。

「簡潔に」と私が言うのは、2.2.1 でルソーの『人間不平等起源論』に含意された主旨を私と共に考察してきた日本国民(読者)は、『社会契約論』における「狂人ルソーの真意(文明人への呪詛と己の虚栄心)」について、もはや多くの解説を必要としない(ルソーの虚偽・妄想のレトリックに簡単には騙されない)であろう、という意味である。

(a) ルソーの社会の絆とは何か

ルソーは言う、

「子供たちが父親との絆を維持するのは、生存するために父親が必要な間だけである。

父親の保護が不要になれば、この自然の絆は解消される」(ルソー『社会契約論』、光文社、古典新訳文庫、20頁、〔〕内:訳者、()内:私)。

ルソーは言う、

「私たちは自分を無力だと感じるが、それは人間(= 自然人)の本性によるものというよりも、人間(= 文明 人)の貪欲によるものなのだ。

私たちは欲求の力で互いに接近するが、情念の力で互いに対立する。

そして私たちが(欲求を増大させて)同胞の敵となればなるほど、同胞なし(=同胞に依存せず、言い換えれば、同胞の奴隷となることなし)では過ごせなくなるのである。

これが一般社会〔人類〕の最初の絆(=欲望の軛、隷属の鉄鎖)であり、誰にでも備わっているとされる愛他心の基礎なのである。」(ルソー『社会契約論「ジュネーヴ草稿」』、光文社、古典新訳文庫、305~306頁、〔〕内:訳者、()内:私)。

ルソーは言う、

「古代の無垢な時代には、・・・つねに一つの本質的な欠点があった・・・。

その欠点とは、すべての人々を結びつけて一つの全体を作りあげることのできる絆が無かったということである。」(ルソー「ジュネーヴ草稿」、光文社、古典新訳文庫、309 頁、〔 〕内: 訳者、()内: 私)。

『社会契約論』のキーワードは、このルソーの理想と する「絆」つまり、「一つの全体」である。

(b) 世界市民 [コスモポリタン] の本音?

ルソーは言う、

「世界市民〔コスモポリタン〕とは、自分の祖国への愛を、人類全体への愛で根拠づけ、すべての人を愛すると誇らしげに語ることで、誰も愛さない(し愛されない)権利を認めてもらおうとする人(=自然人を理想とする人)のことなのだ。」(ルソー「ジュネーヴ草稿」、光

文社、古典新訳文庫、318 頁、〔 〕内: 訳者、() 内: 私)。

バークが言うように、社会の中で、自分が属している小さな集団(=家族)を愛することが、公的愛情の萌芽(根本)なのであって、家や家族を愛し、具体的に家族を幸福にする行動の術を知らない人間には、国家の国民全体や世界の人類全体を「観念上、愛する振り」はできても、具体的で実行力ある行動をとることは、一般的に言って、不可能と考えるべきである。

(c)ルソーによる「契約社会創造」についての同胞への 説得の企て

ルソーは言う、

「人間は社会的になることで不幸になり、邪悪になったのだと考えよう。

・・・悪そのもののうちから、悪を癒すべき手段を 探してみよう。

できれば新しい結びつきによって、(自然な)一般 的な結びつきの欠陥を是正しよう。」(ルソー「ジュ ネーヴ草稿」、光文社、古典新訳文庫、320 頁、〔〕 内: 訳者、()内: 私)。

さらにルソーは言う、

「人間は〔何もないところから〕新しい力を作り出 すことはできない。

人間にできるのは、既に存在しているさまざまな力 を結びつけ、特定の方向に向けることだけである。

だから、人間が生存するためには、集まることによって、〔自然状態にとどまろうとする〕抵抗を打破できる力をまとめ上げ、ただ一つの原動力によって、一致した方向に動かす他ほかに方法はないのである。」 (ルソー『社会契約論』、光文社、古典新訳文庫、39頁、〔〕内:訳者、()内:私)。 ここで「社会契約」への説得の企てを述べるルソーの本音(=文明人への侮蔑)とは『人間不平等起源論』の上記の一節の末尾に明瞭に記述されている。

「粗雑でおだてに乗りやすい人びとをそそのかすため には、こんな弁舌に似たものすら要らない。

なぜなら、彼らは政治制度の利益を感ずるだけの理性 は持っていたけれども、その危険を見通すだけの経験を つんでいなかったからである。

その弊害を最もよく予感し得たのは、まさにこれを利 用しよう思っていた者たちであった。

・・・社会および法律の起源とはこのようなものであった。」(再掲)

(d)ルソーの社会契約

ルソーは言う、

「この契約の条項は、その行為の性格によって明確に 決定されるもので、わずかでも修正するならば、無効 で空虚なものとなってしまうような性質のものだろう。

・・・これらの条項は、正しく理解するならばただ一つの条項に集約される。

社会のすべての構成員は、自らと自らのすべての権利 を、共同体の全体に譲渡するのである。

この条項によると誰もがすべてを放棄するのだから、 誰にも同じ条件が適用されることになる。

・・・我々各人は、我々のすべての人格とすべての 力を一般意志の最高の指揮のもとに委ねる。

我々全員が、それぞれの成員を、全体の不可分な一 部として受け取るのである。

- ・・・目的を達成することを望む者は・・・ある程度の危険はつきものであり、さらにある程度の損害もつきものである。
- ・・・法が市民に生命を危険にさらすことを求めるとき、市民はその危険についてあれこれ判断することはできない。

だから、統治者が市民に〈汝は国家のために死なねばならぬ〉という時には、市民は死ななければならないのである。

なぜならこのことを条件としてのみ、市民はそれまで安全に生きてこられたからである。

市民の生命は単に自然の恵みであるだけでなく、国 家からの条件付きの贈物だったから

(=社会契約による国家が市民を理想の自然人にしてあげたはずだったから)

である。」(ルソー『社会契約論』、光文社、40~ 41頁76~77頁、〔〕内:訳者、()内:私の補 足)

ルソーによれば、契約社会のすべての構成員は「自ら と自らのすべての権利を、共同体の全体に譲渡する」。

そして「共同体の全体に譲渡する」のであるから、共 同体のそれぞれの成員は、「全体の不可分な一部」とな る

要するに、共同体のそれぞれの成員は、共同体の命令に隷属するする奴隷になれ!という意味にすぎない。

ところが、狂人ルソーは、このことによって、人間に 道徳性が備わると言う。

ルソー曰く、

「人間はそれまでは本能的な欲動によって行動していたのだが、これからは正義に基づいて行動することになり、人間の行動にそれまで欠けていた道徳性が与えられるのである。

そして初めて肉体の衝動ではなく、義務の声が語りかけるようになり、人間は欲望ではなく、権利に基づいて行動するようになる。」(ルソー『社会契約論』、光文社、49頁、〔〕内: 訳者、()内: 私の補足)

自由社会の文明人は、"正しい行動のルール(=法)" を遵守する義務を果たしながら、自由に行動する権利を 有する。 つまり、自由(権利)と道徳(義務)は1枚のコインの裏表であり、このことこそ、"真の不可分の原理"なのである。

ルソーの言うように「一つの全体からの強制に隷属する義務」など人間には存在しないし、そのような強制に 隷属することに道徳性など存在しない。自由の無い社会 において人間が権利を(自由に)行使できないのは自明 であろう。

だが、ルソーはすべての社会の成員が共同体全体と契約したことをもって、共同体の命令は強制ではないという詭弁を弄する。

それが、「二重の契約論」である。

(e)ルソーの「二重の契約論」の虚構

ルソーは言う、

「社会契約をこのように定式化することによって、結合の行為は公衆とそれぞれの個人の間で結ばれる相互の約束を含むものであること、それぞれの個人はいわば自分自身と契約を結ぶのであるから、二重の関係で約束するものであることが分かる。

この二重の関係とは、個人に対しては主権者の一員と して約束し、主権者に対しては国家の成員として約束す るということだ。

民法では誰も自分自身と結んだ約束には責任を負わないという規則が定められているが、この規則はこの契約には適用できない。

(構成員が)自分に対して義務を負うことと、自分が その一部を構成する全体に対して義務を負うことには、 大きな違いがあるからだ。

ここで指摘しておきたいことがある。

まずすべての国民をこのような二重の関係の下で考察 することができるのであり、この二重の関係に基づいて すべての国民は公的な決議〔社会契約〕によって、主権 者に義務を負う。 しかし、この理由を裏返して、主権者を主権者に義務付けることはできないのである。

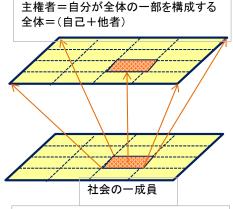
だから、主権者が違反することのできないような法律を自らに課すことは、政治体(=ルソーの共同体)の本性に反するものなのである。」(ルソー『社会契約論』、光文社、44~45頁、〔〕内:訳者、()内:私の補足)

この『社会契約論』の一節は、ルソーの詭弁の最大の クライマックスであり、まさにルソーの「政治超魔術」 とも言える虚構である。

が、あまりの詭弁に狂人ルソーが何を言いたいのか全 く解らない健常者のためにトリックの種明かし概念図を 示す。

【図-1】

国家の成員の主権者に対する義務の場合

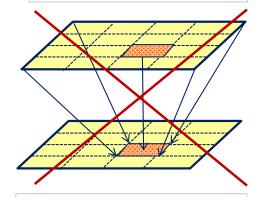


主権者(=自分が全体の一部を構成する 全体)とは、自己+他者=全体のことで あると観念する場合のみ、民法の規定は 自己対主権者の関係には適用できない。

つまり、分離して観念するゆえ、主権者対自己は自己対自己でないとルソーは言えるのである。

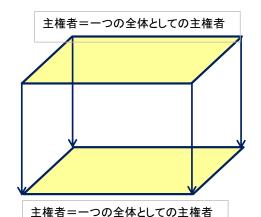
【図-2】

主権者の主権者に対する義務の場合



上記を裏返して主権者を主権者自身に義務付けることはできない(不都合であるから考えてはいけない)とルソーは言う。

【図-3】



民法の規則によって、主権者は主権者に 義務を課すことはできない。

つまり、ルソーは、主権者の立法行為(一般意志)を制限する上位の"法の支配"の観念を恣意的な詭弁によって排除しているにすぎない。

要するに、真実は「社会契約」には第一図とその裏返 しである第二図の「一重の関係」しかない。

つまり、第一図を容認するならば、第三図はあり得ず、 この第三図はルソーの詭弁によるトリックにすぎないこ とがわかるであろう。 さて、第三図という「政治超魔術」の明白な誤謬によ る消滅は、政治的に何を意味するのであろうか。

それは、すなわち「主権者が違反することができないような法律を自らに課すことは政治体の本性に反する」というルソーの主権者概念にある、「主権者の無制限の権力論の否定」に他ならない。

ルソーの「主権者」、「人民主権」そこから派生した「国民主権」とは国民の国家への隷属のために発案された狂気であり、国民の生命/安全・私有財産・自由/道徳/諸権利を消滅させる革命ドグマであり、それらを擁護する"憲法原理"ではない。

すなわち、国家の内部に「主権」つまり「主権者」、 「国民(人民)主権」、「国会主権」、「天皇主権」、 「地方主権」、「地方首長主権」など何であれ、国家破壊・国民隷属の恣意を存在させる憲法は"正統な憲法"と は呼べないと心得るべきであろう。

(f)ルソーの社会契約行為はすべての市民に不平等

ルソーは言う、

「社会契約は市民の間に平等を確立するのであり、市 民はすべて同じ条件で約束しあい、すべての市民が同じ 権利を享受するのである。」(ルソー『社会契約論』、 光文社、72 頁、〔〕内:訳者、()内:私の補足)

ルソーのこの平等理論は、ルソーの妄想上の「自然社会の自然人」が社会契約を行う場合のみ正しい。

文明社会の文明人が、革命などによって、既存の社会を動的あるいは静的に破壊あるいは破棄して新規に「社会契約」の国家を成立させる場合には、多様な私有財産や諸権利を有する「市民が、すべて同じ条件で約束しあい、すべての市民が同じ権利を享受」すれば、不平等しか起こり得ないのは自明であろう。

これもルソーの観念上の詭弁の一つである。

(g)『社会契約論』における奇妙な死の権利とは?

ルソーは言う、

「社会契約は、契約当事者の生命の保存を目的とする ものである。

(契約当事者の生命の保存という)目的を達成することを望む者は、そのための手段も望む。

この手段にはある程度の危険はつきものであり、さら にある程度の損害もつきものである。

他人を犠牲にしても自分の生命を守ってもらおうとする者は、必要な場合には他人のために自分の生命を与え ねばならない。

法が市民に生命を危険にさらすことを求めるとき、市 民はその危険についてあれこれ判断することはできない。

だから統治者が市民に「汝は国家のために死なねばな らぬ」という時には市民は死ななければならないのであ る。

なぜなら、このことを条件としてのみ、市民はそれまで安全に生きてこられたからである。

市民の生命は単に自然の恵みであるだけではなく、国家からの条件付きの贈物だったからである。」(ルソー『社会契約論』、光文社、76~77頁、〔〕内:訳者、()内:私の補足)

狂人ルソーによれば、社会契約の目的は「契約当事者の生命の保存」でありながら、その目的を達する手段としては、他人のために自分の生命を与えねばならず、統治者が「汝は国家のために死ななければならぬ」と言えば死ななければならない、とは意味不明であるかのように思われる読者も多いであろう。

だが、ルソーは「二重の契約」論を巧みに使い分けて 論じているだけである。

つまり、社会契約論の設計者ルソーにとって、常に「一つの全体としての人民」つまり共同体(国家)が生きていればよいのであり、その目的達成のためには「全体の一部にすぎない構成員」は生きようが死のうがどうでもよいのである。

ルソーは、上記の「契約当事者」は「一つの全体としての人民(=国家)」の意味で用い、「他人」、「自分」、「汝」は構成員個人の意味であり、「市民」は「一つの全体としての人民(=国家)」の意味である。

ルソーにとって、契約による共同体(=国家)の生命の保存の目的ためには、手段としての個々の国民の死の問題など関心がなく、逆に国民の生の第一目的は、共同体(=国家)の生命の保存(=公益)でなければならないのである。

ルソー曰く、

「公益は個々の成員の幸福の上に成立するのではなく、 公益こそが個々の成員の幸福の土台となるのである。」 ((ルソー『社会契約論「ジュネーヴ草稿」』、光文社、 古典新訳文庫、312 頁、〔 〕内: 訳者、()内: 私)。

(h)ルソー自身への強烈なブーメラン「罪人の死刑」!

ルソー曰く、

「社会的な権利を侵害する悪人はすべて、その犯罪の ために、祖国への反逆者となり、裏切り者となるのであ る。

その人は法(=法律)を犯すことで、祖国の一員であることを止めたのであり、(一つの全体としての)祖国に戦争(=反乱)をしかけたことになるのである。

だから、国家を維持することと、この悪人を生かしておくことは両立できないことであり、どちらか片方が滅びなければならないのだ。

だから罪のある者を殺すとき、それは市民(=国家) を殺すのではなく、(国家の)敵を殺すのである。

罪人を裁判にかけて判決を下すという行為は、罪人が 社会契約に違反したことを証明し、もはや国家の一員で はないと宣言することなのだ。

ところが、罪人は国家のうちに住んでいるという事実 によって、自分が(社会契約による)国家の一員である ことを認めていたのだから、契約の違反者として国家か ら追放されるか、公共の敵として処刑されることで、国家から切り離されるのである。」(ルソー『社会契約論』、 光文社、77~78 頁、〔〕内:訳者、()内:私の補足)

我々の視点からすれば、この「罪人の死刑論」はルソー自身に対して高速で舞い戻ってきて、炸裂するブーメランなのであるが、狂人ルソーにはそれが理解できない。というよりも、ルソーにとっての罪人とは、「一つの全体としての契約国家」への反逆者のことであり、それゆえに「社会的な権利(=一般意志の範疇)」を侵害する悪人のことであり、「個人的な権利(=個別意志の範疇)」の相互侵害などは、国家の存続に影響を与えない限り、犯罪とは言わないのであろう。

だからルソーは平然としていられるのであろう。

さて、ここまで狂人ルソーの『人間不平等起源論』の 真意の解明と『社会契約論』における虚偽・虚構の解明 を行ってきた。

これによって、ルソーの文明社会の文明人への呪怨と 『社会契約論』の全体主義的な契約国家論の骨格は概ね 解明され、暴露され、洗浄できたのではないだろうか。

『社会契約論』の残滓部分の論駁については別の機会 に改めて纏めて行うこととしたい。

最後に、ルソー『人間不平等起源論』及び『社会契約論』の中に存在し、現在の左翼・極左思想の根源となっているものを掘り起こし、列挙する作業を以て、本論文の締めくくりとしたい。

2.3 狂人 J・J・ルソーの政治思想 (その他)

(ア)既存制度破壊(白紙)と新制度万能教はルソー思想 の根本

ルソーは言う、

「後で立派な建物を建てるためには、リュクルゴスが スパルタでしたように、まず敷地を掃き清めて一切の古 い建築材料を遠ざけなければならなかったはずなのに、 (文明)人は絶えずつくろってばかりいたのである。」 (ルソー『人間不平等起源論』、岩波文庫、110頁、〔〕 内:訳者、()内:私)。

(1)自然状態の自然人、それがルソーの理想の人間である

ルソーは言う、

「私は次のように尋ねよう、これほどまでに身を落としてはばからなかった人々が、いかなる権利によって子孫をも同じ不名誉に服させることができたのか。

また、子孫が彼らの恩恵によって得たのでもない財宝 (=自然人の自由)を、しかも生きるにふさわしいすべ ての人々にとってそれがなければ生命そのものが重荷と なるような財宝(=自然人の自由、自然状態)を、いか なる権利によって彼らは子孫のかわりに放棄できたのか と。」(ルソー『人間不平等起源論』、岩波文庫、110 頁、〔〕内:訳者、()内:私)。

(ウ)一切の為政者は選挙で選ばれた?

ルソーは言う、

「これら様々な政府において、一切の為政者の職は選挙で選ばれた。」(ルソー『人間不平等起源論』、岩波文庫、120頁、〔〕内:訳者、()内:私)。

(I)人間社会の進歩の必然性? (歴史哲学、進歩史観)

ルソーは言う、

「・・・ついには新しい諸変革が政府をすっかり解体 させるか、またはこれを合法的な制度に近付けるに至る のである。

このように進歩の必然性を理解するためには・・・」 (ルソー『人間不平等起源論』、岩波文庫、121 頁、〔〕 内:訳者、()内:私)。

(オ)ルソーの虚栄心の哲学、再び!

ルソーは言う、

「我々すべての心をなやますあの評判と名誉と特権への一般的な欲求が・・・毎日あらゆる種類の失敗と、成功また災害を引き起こしているか、・・・また、あの自分の評判を立てたいという熱望、ほとんど常に我々を逆上させるあのひとよりもぬきんでたいという熱狂のおかげで・・・」(ルソー『人間不平等起源論』、岩波文庫、124頁、〔〕内: 訳者、()内: 私)。

(カ)ルソーの目に映る大衆の真像、大衆への侮蔑

ルソーは言う、

「先見の明の無い大衆が、自分たちの必要なものが何であるかを理解しているのはごく稀なことだし、自分たちがそもそも何を求めているかも知らないことが多いのである。

だとすると大衆はどのようにして、法の体系化という大規模で困難な事業を、独力で遂行することができるのだろうか。」(ルソー『社会契約論』、光文社、85 頁、〔〕内: 訳者、()内: 私の補足)

「個人は、自分の幸福が何であるかは理解できるのだが、それでいてこれを退けるのである。

公衆は幸福を望んでいるが、それが何であるかを理解できない。」(ルソー『社会契約論』、光文社、86 頁、

〔〕内: 訳者、()内: 私の補足)

3. まとめ

この論文の締め括りは、エドマンド・バークの保守主 義の美徳の力で「ルソー主義の円環」を永遠の眠りの中 に葬ろう。 エドマンド・バーク曰く、

「その後 400 年の歳月が流れました。しかし以来、英 国民は実質的に変わっていないと私は信じます。

革命に対する英国民の頑固な抵抗のおかげで、また、 英国民の国民性の冷静な鈍重さのおかげで、英国民は依 然として祖先の特徴を持っているのです。

英国民は〔私の考えでは〕14世紀の思想の持っていた 高貴と尊厳を失ってはいません。

そして今までのところ、英国民は(フランス革命の教 義に倣って)自ら(の精神)を洗練して、野蛮人と化し てもいません。

我々英国民は(理神論の)ルソーへの改宗者ではありません。

英国民は(無神論の)ヴォルテールの門弟でもありません。

エルヴェシウス(の唯物論)は英国民の間では少しも 浸透しませんでした。

無神論者は英国民の説教師ではありませんし、狂人が英国の立法者なのでもありません。

我々(現在の)は、---道徳性についても、偉大な統治の原理の多くについても、自由の観念についても---自分たち自身が(それらの原理や観念について)何も発見していないし、新発見などありえないと考えています。

つまり、そうした原理や観念は、(現在の)英国民が 生まれる遥か以前に理解されていましたし、(現在の) 英国民の(革命協会の紳士諸君の)高慢さの上に墓土が 盛られ、墓石が(革命協会の紳士諸君の)生意気な冗舌 に沈黙の掟を課した後も、それらは変わらず同じで在り 続けるだろうと考えているのです。

(『フランス革命の省察』、みすず書房、109 頁に対応、邦訳:私)

バーク曰く、

「英国において我々は、自分達に自然に備わった内的感情を未だ完全には抜き取られてはいません。

我々は心の内に生得の感情を感じ、慈しみ、育んでいま

す。

そして生得の感情によって我々の義務は誠実に保護され、積極的に監視されて、我々はあらゆる自由かつ高潔 な道徳の真の支持者となれるのです。

我々(英国民)は、博物館の剥製の鳥のように、もみ殻 やぼろ切れや、人権について書かれた(フランスの)無 価値で不明瞭な紙屑などを詰め込まれるために内蔵を引 き抜かれたり手羽を縛られたりするまでに至っておりま せん。

我々は感情全体を自国産のまま無傷で保持し続けており、未だ学者気取りの知識や無信仰による啓蒙汚染を受けてはおりません。

我々の胸の内には肉と血とで出来ている(英国の)本物 の心臓が脈打っているのです。

我々は神を畏怖します。畏敬の念を持って国王を仰ぎ見ます。議会に対しては愛着の念、判事達に対しては義務の念、聖職者に対しては崇敬の念、貴族に

対しては尊敬の念を持って仰ぎ見るのです。

何故でしょうか。

それは、心の前にそうした観念が現れる時、そのように 心が動かされるのが自然だからです。

また、それ以外の感情はすべて嘘偽りであり、精神を堕落させ、根本的道徳を損なわせ、我々を道理に適った自由に不向きにさせるからです。

さらに嘘偽りの感情は、奴隷的で放蕩で恥知らずの尊大さが、我々にとって(あたかも生涯の中の)ほんの数日の休暇の間だけに為される低級な悪ふざけであるかのように思わせることによって、(実際には)我々を全生涯にわたって奴隷状態に完全に適した、まさしく奴隷状態の値打ちしかない人間にしてしまうのです。」(『フランス革命の省察』、みすず書房、199~200頁に対応、

バーク曰く、

邦訳:私)

「我が親愛なる方よ、私は貴方のこと---一般的な観察や感情に対して、その正しさの系統だった詳細内容やそ

の(正しさの)例外を一々要求するような、詭弁的であげ足取りの精神を持つ人であるとか、片意地な愚鈍さを持つ人である---とは考えて居りません。

私は、そのような正しさや例外の根拠は、道理を弁えた人の発する一般的主張の中にすべて織り込まれていることを前提として考えています。

貴方は、私が権力や権威や栄誉を、血筋や名前や肩書 きに限定したがっているとはお考えにならないと思いま すが、それは全くその通りです。

現実のものであれ、推定に基づくものであれ、美徳と 叡智以外には(国家を)統治するための資格はありませ ん。

実際に美徳と叡智を持つ人なら誰でも身分、境遇、職業、商売の如何を問わず、地位と名誉に至る旅券を神から授かるのです。

国家に優雅さを賦与し、国家の役に立つべく授けられた文武聖の才能と美徳の差し出す奉仕を狂い立って不敬度にも拒絶する国家に禍あれ、一国の方々に光輝と栄光を行き渡らせるように形成された明晰でないものすべてを不要物として捨て去る国家に禍あれ。

正反対の極端に移行するあまり、教育の低さ、卑劣で 偏狭な物事の見方、さもしい欲得ずくの職業の者を以て (国民を) 指揮する資格ありとみなす国家にも禍あれ。

あらゆる事柄は開かれているべきですが、(美徳と叡智に)無関心に誰にでも開かれているというわけではありません。

輪番制、くじ引による任命制、振り分けあるいは輪番の意図が働いている選挙方法はどれも、広汎な仕事に精通しているべき政府にとって望ましいものとは言えません。

何故ならばそのような方法はどれも義務についての見識を有する人間を選抜するとか、人間を義務に適応させたりする傾向を、直接間接いずれにしても持ち合わせていないからです。

私は躊躇せずに申しますが、素性の知れぬ境遇から高 位や権力に到る道は、容易に登れすぎるように作られて はなりませんし、その道は道筋が多すぎるものであってもいけません。

もし、稀少の価値があらゆる稀少なものの中でも、最 も稀少であることにあるとすれば、その稀少価値は当然 のこととして、ある種の(=美徳と智恵の資格の)審査 を通過せねばなりません。

名誉の殿堂は高みの上にあるべきです。

もしその道が美徳を通じて開かれている場合でも、美徳とはある種の困難と苦闘を通じてその資格を試される以外に決して他の方法で試されることはないということも心に銘記しておくべきです。(『フランス革命の省察』、みすず書房、64~65 頁に対応、邦訳:私)

平成24年4月29日(昭和の日)神戸市にて、 エドマンド・バークを信奉する保守主義者より、ルソ ーの呪縛を解く試みの書。

(完)

